

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び延会 令和3年3月18日(木) 午後1時00分 開会
午後7時01分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	杉本訓規
委員	梨本洪珪
〃	谷原一安
〃	内野悦子
〃	川村優子
〃	岡本吉司
〃	西井覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西川弥三郎
議員	奥本佳史
〃	松林謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二
企画部長	吉川正人
人事部長	板橋行則
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
生活安全課長	竹本淳逸
税務課長	中文子
〃 補佐	森本欣樹
収納促進課長	椿本真司
市民生活部長	前村芳安
クリーンセンター所長	白澤真治

産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子
教育総務課長	村 田 真 也
学校教育課長	内 蔵 清
〃 補佐	石 橋 和 佳
体育振興課長	植 田 和 明
中央公民館長	吉 田 賢 二
図書館長	吉 村 賀 央
歴史博物館長補佐	勝 眞 由 美
新庄文化会館長兼 當麻文化会館長	竹 内 和 代
会計管理者	中 井 浩 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第32号 令和3年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第33号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第38号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第36号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第34号 令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第37号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第35号 令和3年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第40号 令和3年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 議第39号 令和3年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

こんにちは。今日は午前中、卒業式等で、午後からの開催となります。今日、明日、あと2日間でございますけれども、昨日同様よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げておきます。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。奥本議員。松林議員。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言していただきますようお願い申し上げます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際し、密閉空間にならないように入出口を開放しておりますので、ご承知おきを願います。

各委員におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけ慎んでいただきますよう、お願いを申し上げます。また、理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手いただき、委員長が指名をした後、初めに質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただきまして、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。

なお、答弁者につきましては、部長または課長でお答えをお願い申し上げます。

それでは、議案審査に移りますが、先日の答弁漏れ、人事課からございますので、まず、人事課、板橋課長の方から、資料ございますか。

板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいいたします。

予算特別委員会の初日に谷原委員よりご質問いただきました件で、即座に答弁できませんでしたので、今の資料をつけさせていただいたので連絡させていただきます。

葛城市一般会計予算の予算書の183ページの方の職員数の中の括弧書きで、本年度411名ということに書いてございます。その411名が果たして最終的に労働時間として何時間なのかということで、谷原委員よりご質問ございました。そちらにつきましてお答えさせていただきます。

時間、一般会計の会計年度任用職員の総時間で48万7,369時間となっております。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 一言言わせていただきましたら、要は私、予算というものは結局、賃金、労働時間によって、時間当たり何ぼという基本になっているわけですね。だから総時間の管理をしないと、人員だけでやっていると結局、正確な把握ができてこないと思うので、時間を聞かせていただきました。ありがとうございます。

増田委員長 次に、生活安全課、竹本課長より答弁の訂正がございますので、発言を許します。

竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、委員長のお許しを得まして、昨日の7款の消防費の予算審議で、谷原委員の質問で、防火水槽の設置に際しての用地の地元負担の答弁で、一部修正をさせていただきます。

防火水槽の用地取得費用の2分の1を補助させていただくと答弁させていただきましたが、正しくは葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例の規定に基づき、大字等からの要望を受け、防火水槽の用地として市が取得した用地購入費の2分の1を分担金として、要望大字から徴収させていただくことになります。したがって、費用の2分の1負担には変わりはありませんが、用地取得費に対する補助金の交付ではなく、市の用地取得費に対する分担金徴収による負担となりますので、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。

それでは、審査に入ります。

本日は、8款教育費に対する質疑から行います。質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 2点、お伺いをさせていただきます。

1つ目が、1項教育総務費の2目事務局費、ICT支援業務委託料290万円ですけれども、この内容についてお伺いをします。

もう一点は、147ページでございます。2項小学校費、小学校管理事業の中の修繕料の内訳をお願いいたします。それと、概要の方の46ページの方に修繕料の記載があるんですけれども、578万4,000円。先ほども言ったようにこの内容と、この下に新庄北小学校プールのろ過機の更新工事と、老朽化したプールのろ過装置を更新するものということで新規事業が入っているんですけれども、この内容もちょっとお聞かせいただいたらなと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの内野委員のご質問にお答えさせていただきます。ICT支援業務委託料2,902万5,000円の内容ということで、ご説明いたします。ICT支援員とは、定義なんですけれども、学校における教員のICT活用、主に授業なんですけれども、をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行うものとなっております。これを受けまして、ICTを活用した教育を推進するためには、教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たすというふうに文部科学省からも示されておるところでございます。これを受けまして、本年、令和3年なんですけれども、3名のICT支援員を雇用するんですけれども、このICT支援員の業務内容につきましては、大きく4つございます。

1つ目が授業支援、それから2つ目が研修支援、それから3つ目が校務支援、それから4

つ目が異常・不具合対応支援とございます。

まず、授業支援につきましては、iPadやChromebookといったICT機器を活用した授業の支援、サポート、それから授業開始前のICT機器の設定、動作確認、それから設置等の授業準備支援、それから授業中のICT機器の操作支援等々となっております。

次に、研修支援につきましては、文字どおりICT教育に関する教員への研修支援でございます。

それから、校務支援につきましては、学校ホームページの更新など、校務全般に関わるICT機器の活用支援、それから最後に、異常・不具合対応支援につきましては、ICT機器に障害が発生した場合の一次対応等の、こういった業務が主な業務となっております。

それで、令和3年度なんですけれども、予定といたしましては小学校5校で2人ということで、月曜日から金曜日、5日間ございますので、5日間のうち2日間、新庄小学校でしたら、新庄小学校に1週間のうち2日間常駐していただくというふうになります。それから中学校につきましては2校で1人でするので、各中学校、2日に1回、ICT支援員に常駐していただくというふうになります。勤務時間につきましては、ICT支援員は午前8時半から午後5時までという勤務体系となっております。

以上でございます。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

内野委員のご質問でございます。小学校費の需用費の修繕料578万4,000円の内訳でございます。こちらにつきましては、新庄小学校の貯水槽の設備修繕、忍海小学校の受水槽の修繕、忍海小学校のプールろ過機の修繕、當麻小学校のプールろ過機の修繕と、臨時分の修繕を見込んでおります。

もう一つ、もう一点の新庄北小学校のプールろ過機の更新でございますが、こちらにつきましては、経年により修繕が不可となっておりますプールろ過機において、更新、入替えを行うものです。老朽化によりろ材がちょっとプールに流出するような状態となっておりますので、その分について更新を行うものでございます。

以上でございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。今、ICT支援員のこと、4点にわたっての支援をしていただけたということで、詳しい説明でよく分かりました。ありがとうございます。

そして、修繕料の方、内訳を聞かせていただいたんですけども、本当に各学校のプールというのはかなり耐用年数も非常に長くなっておるのかなというところで、やっぱり修繕が必要になってくるのかなと思いました。去年はコロナ禍で、プールの授業もきっとそんなになかったのかなと思うんですけども、新年度、またプールの方も活用していくので、修繕の方をよろしく願いいたします。

それと、ICT支援員の方なんですけれども、今、るる聞かせていただいたんですけども、現場において今まで1人だったんですけど、どのような効果が現れるのかというような

ところも、ちょっとお聞かせ願えたらなと思います。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、課長の方から説明があったのが、令和3年度で小学校2人、中学校1人という形で入ってもらうように予算をお願いしているわけですが、現在は小・中合わせて1人というような形で入ってもらっております。それで、どんな効果かという、具体的な数字等は持ち合わせておりませんが、授業で活用したときの計画とか、それから様々な相談にICTの支援員の先生が入っていただいております。各学校の予定表を見ていますと、ICT支援員の先生がAさんとしたら、Aさんのご希望、来てもらいたいときの時間を事前に登録をして、その先生が遊ぶことのないような時間割を各校でやってあって、それぞれの時間で活用しているというのが現状でございます。

以上です。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。先ほど勤務時間を聞かせただいたら午前8時半から午後5時ということだったので、そうなったら、やっぱり先生は授業が終わってからいろいろなことを聞きたいかなと思ったんですけれども、授業の中でいろいろ、今、聞かせていただいたとおりやっていたらということでした。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願いたします。では予算案の概要の方で45ページ、学校情報化推進事業の3番目の教育用機器等保守点検委託料、昨年の455万6,000円から73万3,000円に減額されています。ちょっとこの減額理由を教えてください。

2つ目が、その2つ下、5番のソフト使用料も388万2,000円から271万1,000円と下がっております。ちょっとこの内容をお願いしたいと思います。

続きまして、その次のページなんですけれども、小学校費の小学校管理事業の9番、土地借上料、それから、その下にその他とあるんですけれども、ちょっとこの2つ、どういった内容なのかということをもとめて聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いたします。

ただいまの梨本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、教育用機器等保守点検委託料ということで、令和3年度が73万3,000円、昨年度が、令和2年度が455万6,000円ということでございます。こちらにつきましては、差額の大きなものにつきましては、小・中学校のPC教室のパソコン315台、1校につき45台掛ける7校の定期メンテナンス業務と、それから校務用PC、先生方が使用しているパソコンの異常・不具合発生時の保守作業委託を、令和2年度は業務委託においてするという事で予算を組んでおりました。これが390万円です。これが、令和3年度につきましてはICT支援員にさせていただくというふうになりましたので、この分が大きな差額となっております。

それと、もう一つがソフト使用料でございます。令和3年度が271万1,000円、令和2年度が388万2,000円ということで、差額の117万1,000円の減ということなんですけれども、こちらにつきましては、昨年度、全体で440台のiPadとChromebookを当初購入するという当初予算を立てておったんですけれども、そのうちiPadが280台ございました、当初予算で。そのiPad280台の管理ソフト使用料というのが当初予算では必要だということで組んでおりました。ところが、県の共同調達によりまして、iPadの管理ソフト使用料というのが5年間無料という取扱いになりましたので、その分の差額がちょうど117万1,000円となっております。

以上でございます。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

梨本委員ご質問の小学校費の土地借上料についてでございます。こちらにつきましては、新庄小学校及び新庄幼稚園の職員等の駐車場として土地を3か所借りてございます。そちらの土地借上料でございます。もう1点、小学校管理事業のその他についてでございますが、こちらにつきましては消耗品13万円、警備委託料99万1,000円、當麻小学校の暗渠排水の高圧洗浄委託料で15万4,000円、原材料費で7万5,000円。その他、新庄小学校の配膳室の空調の移設工事として63万3,000円となっております。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

それでは、ページ数からいきますけど、142ページです。8款教育費、1項教育総務費の2目事務局費ですけれども、一番最初のところに校医の報酬ということで11名上がっております。これは学校健診だろうと思うんですけれども、この時期及び、この方々は多分、市内の内科医中心だろうと思うんですが、ワクチン接種等、やっぱりこういう方々にお願いするようなことになって、時期的なことがありますので、このことについてちょっとお伺いしたいと思います。今年度どういう時期に学校健診をやって、そこに来られる校医はワクチン接種においてどういうふうな動きになっているかということについて、お伺いします。

それから、2つ目ですけど、145ページになります。8款教育費の2項小学校費の1目学校管理費、これは中学校費の学校管理費とも同じなんですけれども、人件費、昨年度、小学校では8人分、中学校でも8人分、人件費が計上されておりました。それが今年度、人件費がなくなって、下の学校教育課の方のフルタイム会計年度任用職員の方に配当されたのかなと思うんですけど、それをちょっとお聞きしたいと。そういうふうな割り振りになった理由をお聞きしたいと思います。

それから、3つ目ですけれども、148ページになります。2目教育振興費の中の小学校教

育振興事業ということで、中学校も同様ですけれども、10節需用費の中の消耗品費405万円ほどあります。これは小学校5校で消耗品費がこれだけ計上されていると思うんですが、内訳をちょっとお聞きしたいんです。学校配当になったのか、生徒当たりの単価で積算されているのか、教室なのか、ちょっとどういう形でこの消耗品を割り当てられて何に使っているのかということ、主なものだけでも結構ですので教えてください。

増田委員長 石橋補佐。

石橋学校教育課長補佐 学校教育課の石橋です。よろしくお願いします。

子どもたちの健診の件なんですけれども、学校保健安全法という法律で、毎年6月30日までに健診をしなければいけないというふうな条文がございます、そちらに基づきまして例年、6月30日までに実施をしていただいております。現在もそれぞれの学校医様の方に、それに基づきまして日程を調整していただいておりますけれども、3月1日付で文部科学省より、ちょっとそれに対する例外が、文書が出ておまして、今回のコロナのワクチンの接種の関係で、致し方ない事情がある場合は年度末までに実施をしてくださいというふうな文書が出ておりますので、そちらを受けまして、取りあえず学校医様の方の予定で、仮に今後、コロナのワクチン接種が入った場合は、その時期をずらす調整もさせていただくという旨をお伝えした上で、今現在、状況を見ておるようなことになっております。

以上です。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。昨年度、人事課配当で臨時的任用という形で市費講師だったんですけれども、現在の令和2年度の市費講師の職につきましては、令和2年4月1日に大幅に改正されました地方公務員法第22条の3第4項に規定されている臨時的任用という形で任用しております。ただし臨時的任用職員というのは1年を超えて任用することはできないと定義されております。そのような状況に適正に対応するため、現行の臨時的任用市費講師の職を、令和3年度から会計年度任用職員フルタイムという形でさせていただくものでございます。小学校、令和2年度8名、令和3年度も8名、中学校も8名、同じく令和3年度も8名という形でございます。

それと、続きまして148ページの消耗品の内訳、405万2,000円の内訳だったと思うんですけれども、こちらにつきましては、まず教科書関係ということで、教員用の社会科副読本奈良県のくらしというもの、それから体育用品といたしましては体育授業用の消耗品、体育用の石灰ですとか運動会用の消耗品、例えばビート板ですとか運動会用の50メートルの巻尺ですとかいったものです。それから、児童用の副読本といたしましては、生徒用の社会科副読本奈良県のくらし、それから指導用消耗品といたしましては、コピー用紙ですとか画用紙ですとか乾電池、印刷機のインク、輪転機のインク、各教科の消耗品といったものの合計が405万2,000円となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の校医のことについてはよく分かりました。法律で決まっている日程については、今年度については弾力的に年度末までということで、調整していただけるということで、コロナ対策室等ありますので、よろしく申し上げます。校医の負担、通常の診療をやりながらやっていただくわけですから、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それから、2つ目のところですけども、要は市費講師のところを会計年度任用職員ということで、今年度フルタイムでということなんですが、ちょっとお聞きしたいんですけど、会計年度任用職員の場合はパートタイムとフルタイムでちょっと待遇が違います。つまりフルタイムの場合、手当がここに書いてありますけれども、地域手当、通勤手当、それから期末手当、それから勤勉手当は入ってないんですかね。こういうふうに手当がついております。これは、それまでの臨時的任用職員としての手当と違いがあるのかどうかをお聞きしたいんです。会計年度任用職員となる以前の臨時的任用職員の頃には手当が、どういう手当がついていて、今回、この会計年度任用職員制度でフルタイムのところでは地域手当、通勤手当、期末手当、3つ手当がついてあるんですが、これについては違いがないのかどうかについてお伺いします。

それから、3つ目に質問していたということについて、ちょっと再質問しますけれども、例えば生徒の方から、例えば教材費としてプリント代、プリント印刷する用紙代とかいうものを葛城市は徴収されているんでしょうか。いわゆる月々の、学校に対して徴収するようないろいろな費用を諸経費として納めていると思うんですけど、徴収していると思うんですが、その中にこうした学校関係における様々な印刷、これはとりわけ子どもに対するプリントとかいうことに利用するのもわかりませんが、そういうものを諸経費の中で取っておられるかどうかということについてお伺いします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。

一番初めの質問なんですけれども、期末手当につきましては、臨時的任用職員、市費講師につきましては職員に準じた形で計算になっております。フルタイムの会計年度任用職員になりますと、また計算方法が違う形で、会計年度任用職員用の計算になっております。それから、あと扶養手当とかでしたか。

谷原委員 ここについていますね、地域手当。

内蔵学校教育課長 地域手当につきましては……。

谷原委員 3つ手当がついているので、臨時的任用職員のときの手当、どんな手当が支給されていて違いがあるのかということをお伺いしたんです。

内蔵学校教育課長 地域手当につきましては、給料月額6%で、同じでございます。令和2年も3年も考え方は一緒でございます。

谷原委員 手当の中身じゃなくて、手当そのもの。

内蔵学校教育課長 手当そのものですか。

谷原委員 手当そのものの違いがあるかということ。手当の項目の。

内蔵学校教育課長 令和2年度の市費講師のときにつきましては、扶養手当ですか住居手当、それから勤勉手当といったものがございました。これが会計年度のフルタイムになりましたら、今、申しあげました扶養手当、住居手当、勤勉手当といったものはございません。

以上でございます。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、谷原委員の方から質問がありました各学校での子どもの使う様々な消耗品の件なんですけれども、ありがたいことに葛城市、私がおった新庄の時代から、ほかの地域だったら当然、子どもから一々全て集金していたものが全て市の方から支給していただいております、子どもの方からは集金しておりません。だから、今、先ほど説明があった消耗品費の中にコピー用紙とか、それから、今もわら半紙というんでしょうか、あんなのも全て入っているというふうにお考えいただいて結構でございます。

以上です。

谷原委員 ありがとうございます。まず、臨時的任用職員から会計年度任用職員制度に切り替わって、今おっしゃったように、扶養手当、住居手当、勤勉手当がなくなりました。会計年度任用職員へ移行するときに、大体、これまで非常勤で働いていた方々は長期雇用で昇給が出てくる、あるということですね。それからフルタイムで働く人には期末手当が出るとか、幾つか改善されて任用制度が発足した中で、要は市費講師の方々、むしろ手当が、扶養手当、住居手当、勤勉手当が出なくなっているんですよ。ここは、だから、言ってみりゃ同じように働いても、条件が切下げになったということがあるということなんですね。これは私、どこかで葛城市としてもちょっと考えていただけたらなと思って質問したんですが、基本的には制度改正というのはワーキングプアといって、公務員労働においても非常に賃金が低いまま、昇給もないまま長年働かれる方がおられるということを救済するために、こういう会計年度任用職員制度ができたわけですので、できたらこれは、課長にお聞きして、申しあげてもあれなんです、こういう問題が残っている、何らかの形で私は早期に、葛城市としても改善していただきたいという意見を述べておきます。

それから、今、教育長にお答えいただきました。葛城市ではそうした形で、お子さんに対する様々なプリント類は新たに用紙代として取っていないということで、長年にわたってそういう制度を続けておられているということを確認しました。ありがとうございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 この前の質問の続きを教育の部門やからさせていただきます。

この前も言うてたように、学校の給食について。給食法により、材料は父兄持ちという形の中で、一般会計から補てんされているというのは確かにありがたいことやと思っておりますが、いつまで続ける予定か、できればいつまでも続けてほしいという思いは持ってますねけど、その辺の考え方、きちっとやっぱり方向性として説明してもらいたいと。やはり少子

高齢化の中で子どもを育てるということについて、国税というふうな形の中でも、育てるのに父兄の負担を軽くしなければならないやろという考え方は私も思っておりますが、ただ、国からの基準では材料費は父兄持ちという形になっているけど、ここもう何年も含めて、一般会計から補てんされていると。これは父兄もありがたいことやということは、ある程度は認識されているわけですが、ただ、急遽それをどうするかになってきたら、非常にやっぱり値上げとかいう話になるというのは、ならなければならないような状況になってきたら、はっきり言って少子化対策から考えたら、父兄の負担を大きくするというのはどうも問題でもあるしということで、長期的な見通しということをちょっと聞きたいと。

もう一点は、歴史博物館、たしかソーラーが、できた当初から私、當麻やから知りませんでしてんけど、議員にならしてもらって、博物館に行ったときにソーラーが設置されていると。この前の説明では大体10年から15年ぐらいやと。稼働率とかということも考えたら、今現在、稼働率がどれくらいになっておるか。やはり災害に強いまちづくりということで、当時のソーラーを設置されたのは、理由は違うと思いますが、それも1つ、災害に強いまちづくりという考え方でいったら、償却年度が過ぎているんじゃないかなとしたら、新しく考えねばならないんじゃないかなと。稼働率がどれくらいになっているかを教えてもらって、その後、どのような方向、せっかくある施設ですけど稼働率が非常に悪ければ、そういう補助事業に乗せて考えていって、また災害に強いという方向性のソーラーでは当時ないと思いますねけど、せっかくあるんやったらそういうふうな方向性を出すべきじゃないかなと。どのように思われているかどうか、2点について質問させていただきます。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、西井委員の方から質問いただいた給食費等について私の方から、私で分かる範囲内でお答えさせていただきます。

西井委員には給食運営委員会の委員長もしていただいております、給食の方を中心に進めていただいているわけですけれども、給食費の仕組みの方は本当に、先ほど委員の方もおっしゃっていただきましたように、材料費の方は保護者負担で、あとは公費で負担しなさいというように法的に決まっているというような中で、葛城市の方は、材料費の方までも公的な支援をしていただいて、大変恵まれた環境に置かれているわけでございます。でも、区切り区切りで、消費税が上がったときとか、そういうときにうまく上げていけば、今ももっと楽になるんですけど、そのときにも据え置いたということで、だんだんと補助の部分が増えてきているというのが現状なんです。それがまず一方にありまして、もう一方で、やっぱり楽しくておいしい給食を作れと栄養職員の方に言うわけですけれども、おいしいもん作れ、やっぱり材料費の方を上げてもらわないと、なかなかおいしいものは作っていけないということで、その辺の兼ね合わせを考えて、今後どうしていこうかということ、今現在、西井委員に委員長をしていただいております給食運営委員会の方で検討を重ねていただいている途中でございます。

こちらの意図としましては、やはり言いましたように、材料費の方の値上げに結びつけて

いかないと、栄養士の方も限度があると思いますので、値上げということはやむなしとなると思うんですけれども、その辺り、どの程度補助をいただいた上で値上げをしていくかという方向も見据えて、今後の方向を考えていきたい。ただし、そこに年度は、ちょっと申し訳ございませんけど、切ることは今の段階ではできないというのが現状でございます。

以上です。

増田委員長 勝眞補佐。

勝眞歴史博物館長補佐 歴史博物館の勝眞でございます。どうぞよろしく願いいたします。

西井委員からご質問ございました歴史博物館の太陽光発電の件でございますけれども、平成11年に設置いたしました太陽光発電設備でございますけれども、現在は20年以上経過しているということでございまして、経年劣化による発電量の低下に加えまして、パワーコンディショナー等の故障、部品の廃盤によりまして、改修ということがなかなかできない状況でございます。

また、現在の稼働の状況でございますけれども、平成15年度時点では年間の発電量というのが2万2,761キロワットアワーございました。昨年度、平成31年度では、年間の発電量というのが6,875キロワットアワーまで落ち込んでいる状況でございます。平成15年度の太陽光発電によって賄われていた電気料というのが46万円ございましたが、昨年度では9万4,000円となっております。電力の売却による収入につきましても、平成15年度では1万5,555円ほどの収入がございましたが、現在は、昨年度ですけれども480円にとどまっている状況というのがございます。先ほども申し上げましたけれども、ちょっと経年劣化によりまして、このまま、今稼働している状況のまま維持し続けて、使わせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 学校給食について、私、給食運営委員会の委員長ということで、その説明も含めて委員会でさせてもうてるけど、その中でPTAの方々、ある程度理解されていると。しかしながら、やはり委員自体も替わっていくから、ずっとその理解が継続化されていないと。いきなり上がるような話になってきたら、実際、私自身も、少子化の中で子どもを育てやすい環境としたら、はっきり言うて若干、まだ材料費の負担が市として増えようと、できれば値上げしてほしいと思っておりますが、ただ、その辺の中で父兄の理解を得られるような形も持っていくとしたら、なかなか難しいので、その辺も含めて、ある程度の長期的な答えは出ないという話ですが、検討しといてもらわねばというのも、確かに父兄の支出の計画もまた出てくるんじゃないかと。私自身は、できれば、今現在程度からまだもう倍ぐらい上がっても、できれば父兄負担を減らして、市として辛抱してもらいたいという気持ちではございますが、その辺の考え方の中、ただ市長も含めて、すぐその辺の父兄の痛みいうのもご存じの中で、どうしようかなというので、答えを出しにくい状況があるんじゃないかなと思いますねけど、ただ行政としては、いや、もういつまでも、できるだけというふうな判断を、即刻には答弁しにくいやろうと思っておりますが、ただ、やはり父兄側から見ては、そういうPRをある

程度している中でいけば、やはり、どのようになっているのかなということを若干、質問されるから、ちょっと方向性として聞きたいと。これについては、市長の思いも含めて答弁してもらいたいと思います。

あと、歴史博物館のソーラーについては、当初は多分、平成11年やから、新庄町で建てられたことについての経緯は分かりませんが、発電量だけじゃなく、災害に強いまちづくりの中で、現状使っているソーラーがもう、ほとんど、先ほど言うた売電としての考え方からいったら、売電になっていないのをいつまでもというのは、ある程度の時期が来たらやはり、当初の目的が達成したんやったら達成した、ないしはまた災害に強いまちづくりをするのやったら、そういう当初の目的の継続のところにも、新たどころよりも新しい災害に強い制度を使えるソーラーを設置すべきではないかなと思いますが、その辺については市長の答弁を求めたいと思います。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 今、市長にということがありましたけれども、ちょっと教育委員会の方に相当振っていただいておりますので、私の方でちょっと考え方の先ほどの補足をさせていただきます。

その前に、委員、父兄、父兄とおっしゃっていますけど、父兄という言葉をやめていただきまして、保護者というふうに変えていただけたらありがたいなというふうに思います。

それで、今、委員に委員長をしていただいております学校給食の運営委員会なんですけれども、これは各校の方からPTAの会長がほぼ出てきていただいております。ということで、ほぼ毎年の方が変わっていきますので、上げたいとかいろいろなことを言っても、その方に理解していただくのに時間がかかるということでございますので、これは所長等にも言っているんですけど、早めに、その法的な意味とか周りの様子とかをご理解いただいた上で、今後のことを話し合うような場を設定しろと言っているわけですけども、なかなかそこまでは至っていないというのが現状でございますので、今、委員の方からご指摘いただいたことを十分踏まえて、今後は考えていきたいなというふうに思います。ただし、内野委員の方からも前の一般質問でも質問いただいたと思うんですけども、周りの方では給食費を無償にしているところも確かにあります。でも、市とか単位で考えていくと、まだまだやっぱりそんなところは進んでいないというのが現状ですので、その辺も十分分析した上で、各保護者の方に分かっていただけるような算段を今後も講じていきたいというふうに考えておりますので、ご協力の方もまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 では、私の方は太陽光発電の方について答弁をさせていただきたいと思います。

歴史博物館につきました太陽光パネルの設置というのは平成11年でございますので、旧新庄町の時代に設置されたものでございます。多分、その当時の目的は非常用電源という感覚ではなく、どちらかという新しいエネルギーを導入していこうという考え方のもんやと思います。災害対策を前面に出した考え方の太陽光パネルというのはなかなか難しいものがあるのかなという思いがいたしております。と申しますのが、太陽光パネルといいますのは、

例えば今日のような太陽の出ているとき、もしくは朝から夕方まであるんですけれども、そのときの太陽の角度によっても発電量が違いますし、夜は発電いたしませんので、ですから、もし太陽光パネルを災害対策にするのであれば、非常用のバッテリー、蓄電池がセットになるべきものやと思っております。でも蓄電池がセットされておりませんので、ですから災害対策という意味では、歴史博物館の太陽光パネルは設置されていないという理解の仕方をしております。

非常用電源の在り方につきましては、今いろいろなパターンで検討しているところでございますが、ここ数年検討したのは、1つは蓄電池を導入したいという思いの中で、補助事業を模索しているというのが1つ。それと、中圧管、都市ガスの管が非常に耐震管であると、耐震性が強いということです。電気、電信柱等の倒壊によって電力が途絶えたときに、もしくは何らかの形で、雷とかいろいろな災害があると思えますけれども、途絶えたときにガスの方が、ガスの方は安定的に供給されるであろうというのが国の見解でございます。そういう意味も含めまして、ガスコージェネレーションシステムを導入することによって、ガス発電機能を持たせてきているということでございます。

委員ご指摘のように、非常に、忍海博物館の太陽光パネル自体はもう、20年たちますので、当初、私が税制上は17年と申し上げたんですけれども、耐用年数といいますか償却年数を過ぎておりますので、その当時の太陽光の光から電力に変換する率も非常に低いものであるということが考えられますけれども、新たな形で、歴史博物館が避難所としての位置づけをするのかどうなのかということも加味しながら、今後、更新するのかしないのかというようなことも検討の1つとしていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 教育長、給食について、学校給食委員会でもいろいろと議論はさせてもうてるわけでございますけど、教育長の答弁自体、どのような答弁になるかいうのを、その会議で方向性も分かっておりますが、ただ、現実にはなかなか値上げというのは、理解してもらってもなかなかしてもらいにくいし、できれば私も、申し上げるとおり、できるだけ値上げをしないというふうな努力をしてもらいたいなと思っております。ほんで、あとソーラーの件については、歴史博物館のソーラー自体も寿命が来ているということの中で、いい方法、またいい補助なり、また災害に強いまちづくりの中で、何なりの考えた形の中で、できればそういうことを考えてもらったら。

現実、当初のソーラー、私も質問で申し上げました。ところが、現実には売電を中心にした形であったのではないかなと思っておったわけでございますが、蓄電機能をつけて初めて電気を使えるというふうな状況のソーラーのシステムに、考えでは、機能自体が変わってくると。ソーラー的な発電は一緒やけど、できればせっかくソーラーをつけられた歴史から見たその辺の意味合いも完了してじゃなく継続しながら、新たな形の中で、市民がいざというときに便利に使えるような状況を考えてもらうことを期待いたしまして、私の質問は以上で終わらせてもらいます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 私、単純な質問ですけれども、各小学校、中学校、幼稚園の人数、クラス数、それから小学校、中学校の要保護、準要保護、それから特別支援の就学奨励費の人数、分かったら教えてもらいたい。それと、給食の滞納、いわゆる小学校、中学校あると思うんやけれども、どのぐらいあるんかも教えていただきたいと思います。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしく願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問です。人数、クラス数というのは、今、令和2年度でよろしいですか。新年度で、令和3年度の小学校全体でよろしいですか。各校ですか。分かりました。

新庄小学校につきましては、令和3年度、全員で813名、クラス数ですけれども、標準学級数で23。忍海小学校309名、標準学級数が11。新庄北小学校、全児童数が247名、標準学級数が10です。247名の10クラス。磐城小学校が718名で標準学級数は21。當麻小学校が251名で標準学級数が9。ただし、これは2月1日現在でつかんでおる数字でございます。

次が中学校ですけれども、中学校につきましては、申し訳ございません、12月1日現在でつかんでおる数字なんですけれども、新庄中学校が681名、標準学級数が18。白鳳中学校が484名、標準学級数が13でございます。あと、幼稚園につきましては、2月8日現在で把握している数字なんですけれども、新庄幼稚園が116名、クラス数が6クラスです。忍海幼稚園が53名、3クラス。新庄北幼稚園23名で3クラス。磐城幼稚園が130名で6クラス、當麻幼稚園が34名で3クラスの予定でございます。

あと、特別支援、要保護、準要保護の、これも令和3年度の予算予定でよろしいですか。小学校の方が、要保護、準要保護は、要保護が予算上5名、準要保護が205名、特別支援の教育就学奨励費が予算上85名、今、申し上げているのは小学校です。中学校につきましては、要保護、準要保護が、予算上、要保護が4名、準要保護が138名、中学校の特別支援の就学奨励の予算人数が36名となっております。

それと、先ほどちょっと補足なんですけれども、谷原委員、ご質問いただきました市費講師と、来年度、令和3年度の会計年度のフルタイムなんですけれども、年収を下回らない程度で給料月額で調整して予算を組んでおりますので、補足させていただきます。

以上でございます。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。申し訳ございません。給食の方、特別会計の方で用意してございまして、今、資料の持ち合わせございませんので、そのときの回答でよろしいでしょうか。

増田委員長 岡本委員、よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、お願いいたします。4項の幼稚園費についてお伺いをいたします。153ページの幼稚園運営事業の中の報酬についてでございます。前年度の比較をしておりますと、今回、予算の概要には、予算、令和3年度は増えている状況になっておりますが、実際、報酬のところの比較をしておりますと、前年、令和2年度の予算と、少し金額が逆に減っているんです。これは予算ベースですので、今、この金額を出された根拠というのがあると思えますけれども、私が聞きたいことというのは、保育料の無償化に伴って幼稚園の預かり保育が開始されました年度でどちらも比較をしているんですけれども、実際、令和3年度、何人の会計年度任用職員を採用されるのかというところ。それが、今回の預かり保育の実態、会計年度任用職員の方たちが時間的にどの部分について職務をこなしていただいているかというところ、分かれば教えていただけます。

それから、2点目でございますが、それに伴いまして、155ページの同じく4項幼稚園費、子ども子育て支援事業の中にあります一時預かり事業（幼稚園型）補助金というのがあります。これは減額になっております。昨年度は61万7,000円、この減額理由というのが、今回の預かり保育との関係というのも含めてお答えを願います。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いたします。

2つ目にご質問いただいた件、先に回答させていただいてよろしいですかね。

一時預かり事業（幼稚園型）補助金なんですけれども、こちらにつきましては、葛城市の在住の方が、私立の新制度移行幼稚園で実施しております一時預かり事業の方で預かり保育を利用されている場合に、一時預かりに要した経費から保護者負担額、一時預かり利用料を控除した部分につきましては、私立の新制度移行の私立の幼稚園から交付申請があった場合に、その一部を一時預かり事業補助金として各施設に対し交付するもので、令和2年度の決算見込みを基に算出しております。ですので、差が出ておるのは、令和3年度の予算は令和2年度の決算見込みを基に計算しております。昨年は令和元年度の決算見込みで算出しておりますので差が出ておるという状況でございます。

それと、預かり保育の会計年度任用職員の人数でよろしかったでしょうか。

川村委員 預かり保育に関わっている時間帯というのが分かりましたら。

内蔵学校教育課長 預かり保育につきましては、1人5時間勤務ということで、基本、12時から午後5時の勤務体制で雇用しております。1園1人の雇用となっております。

川村委員 去年の人数と今年の人数、増えていないのか。

内蔵学校教育課長 去年につきましては、令和2年度につきましては、新庄幼稚園を預かり保育の会計年度を2名、それから磐城幼稚園も2名で組んでおりました。令和3年度につきましては、5園とも1名で組んでおります。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 増えていっていただかないといけないなというふうに思っているわけですがけれども、1名減ということは、大きな人数の多い幼稚園2園が、会計年度任用職員が減っているというこ

とは、ニーズがないというふうには捉えないといけないのかなと思うんですけども、今、幼稚園が、保育士と同じ資格を持つ幼稚園の先生の形を取っていて採用していただいていますので、これを、今言っている認定こども園にもしていくという方向ならば、やっぱり幼稚園の先生たちの確保というの、やっぱり大事なかなというふうに思いますので、今の予算の段階でまだその方向が確立されてないので、私はこのことについて多いとか少ないとかどうしろということは言えないんですけども、今、幼稚園が、先ほど岡本委員が幼稚園のクラス、幼稚園の人数、聞きました。やっぱり少ないというふうな方向をたどっているというふうに思います。もう、一般質問の方でも言わせていただきましたけれども、保育環境と幼稚園の保育というのはもう、今、幼稚園も保育園も変わらない教育指針であるということをもまずポイントに置いていただきまして、幼稚園保育、保育所保育、変わりない形で未就学の子どもたちをどう預かるかという体制について、教育長、ご所見、全体として捉えていただくというご所見をいただきたい。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

一般質問に引き続いてこども園に関するご質問ということで捉えさせていただいておりますけれども、一般質問のときにもお答えさせていただきましたように、一時は、この言い方はまずいかもしれませんが、保育園は保育園のことやと、教育委員会は幼稚園のことを考えていたらいいというふうな感じでおりましたけれども、これも、議場の方でもお答えさせていただきましたけれども、今の現状でいきますと、もう、そういう考えは全く駄目ということでございますので、現在の葛城市のそういった保育ニーズ等を考えまして、将来のこども園とか幼稚園の在り方、保育園の在り方を総合的に関係部署と相談しながら、早急に決定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 令和3年度に補正予算が組んでいけるような形を取っていただきたいというふうに期待を申し上げて、終わります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願ひします。ちょっと予算案の概要の方で行かせていただきます。

まずは46ページ、小学校管理事業の(5)磐城小学校煙突アスベスト対策工事。これは僕、毎年聞いているんですが、毎年出てきているんですね、アスベスト。このレベルです。人体に被害があるその内容、どういうアスベスト解体なんかというのと、あと、ほかの施設はどうなのかというところですね。アスベストの有無、確認されていると思うのでちょっとその辺の内容を教えてください。

2つ目が、ちょっと学校管理費全てにおいてのなんですけれども、この前、僕、一般質問でも、これから暖かくなって、網戸を入れろと言うわけ違いますよ、教育長。暖かくなって虫が入ってくるから何とかしてくださいねという話は一般質問でさせていただいたんですが、そ

の予算は入っているのかどうなのか、入っていないとは思いますが、どういう対応されるのか調べといてくださいねと言うといたので、何で笑っているんですか。調べといてください、調査してくださいって、虫は入りませんという答えやったらいいんですけども、その辺の答え、いただきたいです。

あと、もう一つ、49ページ、生涯学習事業の（１）の①成人式、これはここで聞くのはどうかと思うところもあるんですけど、僕、もう前から成人式に関しては、朝一でやるんじゃないかと、女性の方とかやったらセット、着付け等で朝早くから並んで、お父さん、お母さん方も朝早くから一生懸命並んで、美容室の前で寝られているという声も聞いたりするから、柔軟的に昼からやってもいいんじゃないのという話をさせていただいたんですけども、今年の成人式は、内容は分かっているんですけど、どうされたのかお聞かせ願いたいです。よろしくをお願いします。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくをお願いします。

杉本副委員長のご質問でございます。磐城小学校の煙突アスベスト対策工事についてでございます。こちらにつきましては、平成28年に分析調査を実施しております、検出されたのがアモサイト、茶石綿と呼ばれるものでございます。設置状況からしますと、こちらの方はレベルⅡということで確認の方をさせていただいております。確認されている煙突部分と配管部分、そちらの方の煙突部分は洗浄で、配管部分については撤去という形で工事を進めさせていただく予定です。ほかの施設についてはもうないということで、これが最後というふうに認識しております。

あと、換気の件ですかね。そちらにつきましては、各学校の要望等を基に必要なところには設置するという形で行っておりますので、今、現状、設置の方というのは、教育長の話もありましたように設置しない、する方向ではないということですね。

以上でございます。

増田委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会理事の西川でございます。よろしくをお願いします。

ただいまの杉本副委員長のご質問でございます。今年度、令和3年の1月に行いました成人式につきましては、ご存じのとおり、コロナ感染者の拡大対策によりまして、2部制で開催いたしました。9時半から當麻地区、それから11時半から新庄地区の開催ということで挙行させていただいた次第でございます。来年度につきましてもコロナの状況が収束するかどうか分かりませんので、同様の方向で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 アスベストに関してはこれで最後ということで、これはいいですわ、レベルⅡということで。網戸に関しては別に網戸をとっているわけじゃなくて、前も言いましたけど、それは声がないですよ。暖かくないんだから、今。暖かくなったら虫が増えるんでしょという話で、そういう声が無かったらいいんですけど、ちゃんと調べてください。網戸をつ

てくださいと言っているわけじゃないんですよ。前も言いましたけれども、蜂、蚊とか、蚊とかは1人の子どもに集まるみたいなので、カメムシとか入ったら授業どころじゃないでしょう、今年は例年に比べて窓を開ける時間が長いでしょうという話をさせていただいてるだけで、別に網戸が絶対欲しいとは思っていないんですけども、今年はやらないという、でも、ちゃんと調査はしてください。なかったらいいですけども。

成人式に関しては、昼からでもやられてという、午前と昼ということなんですけれども、昼からの部の方々は声はどうやったかなという、分からないですけども。何が言いたいかといたら、別にここで言ってもしょうがないかもわからないですけど、次の年代の方々に提案してあげてほしいんですよ。昼からもできるよって、毎年。決めるのは実行委員なので僕らが云々かんぬん言うことじゃないと思うんですけど、そういう選択肢があるって、若い世代の方々、特に女性の方、僕は大変やと思います。朝から並んでって。ちゃんときれいにして行っていただいても成人式本番は寝ているとかというのがあると思うのでそれはちょっと全然意味がないというか、何の意味もないのでそれって。そういうのも提案してあげて、選ぶの本人たちなんですけれども、そういうふうに声を上げていただきたいということなんです。それはお願いします。

質問、ちょっと変わるんですけども、さっきのICT支援員の方の話で、ホームページの管理ってさーっと今、課長、おっしゃったと思うんですけど、それはどんなことをされるのかなと。学校のホームページって皆さんご存じのとおりやと、ホームページもできへんのやったらもうやめて、フェイスブックなりLINEなりという情報ツールを変えるべきやと僕は思っているんですけども、今のホームページを管理していただくのか、新しい方法を考えるのかということまで踏み込んでやっていただくのか、ちょっとお聞きしたいのと、もう一つ、さっき梨本委員がおっしゃった小学校管理費の土地借上料は駐車場としてという、何で借り上げ、これは土地、ちょっとあまりよく分からなかったんですけど、ちょっとその2つ、詳しく教えていただきたいです。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ホームページなんですけれども、ICT支援員にやっていただこうと思っているのは、各学校でホームページを更新しておるんですけども、更新方法が難しいということで一部の人ができない状況ということをお聞きしております。ですので、ICT支援員の方に今、改善案を現在検討してもらっていると。そういったことも含めて、ICT支援員に支援していただくという意味で言わせていただきました。

以上です。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。

先ほどの杉本副委員長のご質問でございます。梨本委員のご質問のときにもお答えをさせてもらいましたが、そちらについては新庄小学校と新庄幼稚園の職員の駐車場として借り上げの方、させていただいております。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 すみません、買うと聞こえたので申し訳ない。それは勘違いです。

あと、ホームページの方なんですけれども、市のホームページのときも僕、言いましたけど、どういった方が何を求めてホームページを見られているという、まず、その根本のところから始めたほうがいいと思うんです。今あるホームページが難しいとか云々かんぬんじゃなくて、今のホームページが要るか要らんかというところから始めていただきたいんですよ。

正直なことを言うと、今どきのこのご時世で、これだけ流れていっている中で、あのホームページはいかがなもの、できへのやたらなくていいと思うんですけど、その代替案としてLINE等とか、もう何回も言っているんですけど、そういうふうにシフトチェンジするというアイデアもまずはちょっと持っていたきたいです。今あるホームページも必要ならばいいと思うんですけど、ちょっともう一回、皆さん、見直してほしいんですけど、いかがなものかというところもあるので、そうじゃなくて、新しく簡単に誰でも、どんな情報が欲しいかというだけを表示するんならフェイスブックでもええでしょうし、情報だけ欲しいんやたらLINEでいいやろうしというところから、まず始めていただきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それではちょっとお聞きします。147ページ、小学校の工事請負費2,656万8,000円とあって、この中で、説明資料では先ほどから話出ていますように磐城小学校の煙突のアスベストが660万円、新庄北小、プールの脇のあれ、1,265万円、各所改修668万5,000円という説明書きになったあるわけやけど、聞きたいのは、忍海小学校のプール、水漏れがあるというのを聞くし、いつ頃できたというふうにご存じか。私は、忍海小学校ができたときは、運動場の拡張のときにプールも一緒にできていると私は思っておりますので、46年ぐらいたっておると思います。一応、全面的に改修する計画を立ててもらわれへんのかなということをまず1点、ひとつお聞きをしたいと思います。

それから、今、教育委員会がおられるので新庄小学校の学童保育のときにいろいろと聞かせていただきました。新庄小学校にある程度、詳しいことは分かりませんが、空き教室があるというようなことも聞かせてもらっていますので、今、学童も、そこを借りて学童保育をやっているということも聞かせてもらっています。そんな中で、皆さん、教育委員会はご存じだと思うけれども、学校、3棟建ってある一番西、いわゆる6教室というのか、これは当初、合併前から道路の拡張ということで計画されている。それで一応、校舎を壊すということで、新たに、いうたら4棟目というのか、南に増築をしてそれに対応するという形で計画した。その中で、今現在も教室が足らんという形で、今も壊してない状態になっておるというのが今、現実やと思いますねんね。それと、将来の新庄小学校の、今、聞いてい

たら、人数が減ってきているということもちょっと聞きましたけれども、市長の5万人チャレンジじゃないけれども、やはり児童数も私は減っていくんじゃないかと思いませんか。5万人チャレンジに合わせてきたらね。そのときに、将来の拡張用地として、今ある学童保育が建っている場所、体育館の西側の場所を将来の増築用地として確保するという考えがあるのか、ないのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

先日の会、お話のことを私、ちょっと家で、しんどくて寝ながら聞かせていただいていたんですけども、ちょっと岡本委員の認識と私の認識とずれがありますので、確認をさせていただきたいんですが、今の新庄小学校の一番南側の新しい棟につきましては、私、新庄は長いんですが、ちょうどいない間に建ったんです。それで、道ができるから各3棟の一番西側を削りますよという話のときは、私、おりました。ちゃんと途中にあるひょうたん池のところにくいまで打ちにこられた、そこも私も一緒に付き合っているんですが、今度、県に行き返ってきたらあの棟ができておりましたので、その棟が、西側の6教室分を先取りしてあれをつくったというふうに、議員おっしゃるんですけども、違うの違うのかなと思うんです。というのは、今、あれは3階建てです。1階は1年生で4つ使っています。2階は4年生で4つ使っております。3階に一番西側に音楽室があつて、準備室があつて、あと部屋は2つあるんです。ということは、特別教室1つと普通教室2つ分の3つですよ。だから、あとまだ足りないんです。それと、今もしも西側を全て削るとなると、今、普通教室1つ、3年生、多分4組だと思います。昔の図工室、それからその上の視聴覚室、階段教室があったところを今、多目的教室にしてくれてはりますので、その部屋、それから2番目のところは上が図工室なんです。下が特別支援教室。それから3棟目が、上が音楽室で下が特別支援教室なんです。ということで、普通教室と違う広い部屋が全部削られるんです、もしも西側を削られると。そういうことでやると、今の造ってある棟だけでは当然足りないということですので、今後、新庄小学校で道が広がる場合とか増えたときにどうするかということについては、教育委員会としても考えておまして、今、前の給食センターのところ、空き地になっておりますね。そちらの方に伸ばしていく。その案が一番の案ではないのかなというふうな考えをしております。

何かまたありましたら、追加のご質問をお願いします。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。

先ほどの岡本委員ご質問のプールろ過機の件でございます。こちらについては、ろ過機の設置が1976年、昭和51年の設置でございます。44年が経過しておることですのでございます。また、今後のプールの設備のことなんですけれども、今後また運用面も含めて、もちろん費用がかかることですので、ちょっと考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

増田委員長 石橋補佐。

石橋学校教育課長補佐 新庄小学校の空き教室のお話をちょっとさせていただきたいと思います。

現在、新庄小学校区の学童保育の場としまして、図書室を使用させていただいております。これは、空き教室だからではなく、新庄小学校区における学童保育の児童の安全を考慮し、図書室が学童保育の場として最適であると判断したため、図書室を使用させていただいております。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 教育長はそこにその当時おられたということですけども、その当時、私が聞いているのには、極端な話、詳しいことは分かりませんが、6教室取り壊しせないかんということですよ。今おっしゃるように教室数も、その部分も含めて、将来分も含めて、誰が設計したとかそんなこと言うとまた怒られるかわからんけれども、将来のことも含めて今のやつが建ったあると。そやから私は、その処置をしたあんねんから、早いこと教室を取り壊して道路をつけるべきやということを、今、言うてきました。それと、今、教育長おっしゃるように、もう済んだことをどうのこうのやなしに将来の考えで、今、体育館の西側、給食センター跡も、そこへ建てる計画を持っていますということですよ。そうしたら、取りあえず今ある学童保育所は将来的に、何年先か分かりませんよ。どういう、例えば2年と計画してはるのか、何年計画してはるのか知らんけれども、そこを取り壊して建てないと、なかなか、残したままで給食センターの跡へ建てるということは不可能に近いというふうに私は思いますけれども。

それから見たら、私、何を言いたいかというたら、今、この際に新庄小学校の学童保育を建ててもらわねえやから、むちゃくちゃな余裕を持ったようにせえということやなしに、今、石橋補佐が言うたように、児童の学童の安全のために図書室を使っているということになって、今、教育長がおっしゃるように、教室が足らんとは言うてはらへんと思うけど、足らんとやわんばかりの話やと私は思っています。そういうことであれば、あるとしたら、そんな学童保育、朝から晩まで使うのと違うわけやから、分からんことないわけやけど、できるだけやっぱり教育は教育で、そこへ生徒は張り付いてないんか知らんけれども、やっぱり図書室も利用すると。そういうようなことからして、私は、学童を160人やなしにもう少し増やした形でどうですかという話をしたときにそういう話が出てきて、そのときには教育委員会がおられなかったの、管轄が違うわけやから、教育委員会はこの場でこうします、ああしますと言えないさかい、今、教育委員会がおられるさかいに、これを聞いているわけですよ。

そやから、教育長が聞いてはるのとわしの言うてるのと違っているのかどうか知らんけれども、それを取り壊すために建てたということは、お互いに認識は一緒だと思うんです。使い方については若干違うかも分からんけど。そういうことで教育委員会も認識したはるのやったら、やっぱりできるだけ早う道路をつけないと、経済効果も出てこない。ところが、今言っているように教室が足らんねんということになってきたら、そこまで犠牲を払って道路をつける必要があるのかどうかと、またこの議論になってくるわけやからね。一応、そん

な極端なことはでけへんけれども、やっぱりそこら、教育の関係と行政の関係でよく相談していただいて、やっぱり教育長が思っはるように、もう近いうちに増築せなあかんということになれば、まだこれから今年の予算として工事費を組んでもうているわけやから、まだ間に合うのと違うんかなということで、私は今、聞かせてもうてますので、できたら横の連絡というんか、内部のことですので、よく協議していただいたら一番ありがたいというふうに思います。

それから、学校のプール、今、忍海小学校の方を言ってくれはったと思うねんな、村田課長の方が。昭和51年、わし聞き間違うたのかしらんけど、昭和51年という話をしてはるけれども、あの運動場、昭和52年に買収をして昭和53年の工事であったと私は思っています。そのときにできたわけやな。年度は多少ずれてもええけれども、もう46年余りたつとるわけやから、もう抜本的なことを変えていかないと部分修理ではとても難しいのと違うかなということで、今すぐに令和3年度でこれをやりなさい、そんなことを私、言うてんのやなしに、令和3年度で計画でもしていただいて、例えば令和4年度なら令和4年度からこの工事にかかるかということを計画していただきたいというふうに質問したつもりですので、もう一遍回答をお願いしたいと思います。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの忍海小学校プールの件でございますが、確かに水漏れの方が若干しております、その修理につきましては、年々修理の改修を行っているところでございまして、全面的なプールの改修も視野に入れてしているところでございますが、補助金等の辺のところをよく勉強いたしまして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 言いつ放しですので、そういう前向きな回答をいただいておりますので、来年、令和4年からせえと、そんなこと決めつけていないわけけれども、できるだけ早い時期に予算の確保をしていただいてやっていただきたいということを、お願いをしておきます。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 それでは、ちょっと学校管理費にも全体に関わることなんですけれども、令和元年に学校施設について個別施設計画を作成されていると思うんです。昨年の9月議会に我々議員にも配付していただいたわけなんですけれども、個別施設計画の受注業者と受注金額、どれぐらいであったのかということ、まず1点、お聞きできますでしょうか。

2つ目が、ちょっと私、一般質問をさせていただいてこだわりがあるものですから、公共施設等総合管理計画の中で、幼稚園、小学校、中学校の記載があるわけなんです。ところが、その後で作成された短期保全計画なんですけれども、ここに幼稚園はあるんですけれども、小学校と中学校の記述がないんです。ちょっとこの短期保全について、小・中学校、どういう考え方をされているのかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

3つ目は、社会教育費の方になるかなというふうに思うんですけども、社会教育施設も葛城市には複数あるわけなんですけれども、施設の個別施設計画の内容、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

梨本委員ご質問の長寿命化計画の策定業務の委託料です。こちらにつきましては、契約金額といたしましては1,317万8,000円、受注業者は株式会社パスコ奈良支店となっております。

2点目の個別施設計画に、これは市の全体の計画の中でということですね。こちらにつきましては、策定時が平成28年だったかなと思うんですけども、その当時の計画でございまして、今、先ほど申し上げました長寿命化計画策定につきましては、令和2年3月に策定させてもらっていますので、そのときに応じて策定をさせていただいたというふうに認識しております。その部分については、もちろん小・中学校の方は入っております。

以上でございます。

増田委員長 幅広いからな。幅広いから副市長かな。部長か。

暫時休憩いたします。ここで休憩します。再開は午後2時40分。

休 憩 午後2時29分

再 開 午後2時40分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご答弁。教育部局。

吉井部長。

吉井教育部長 先ほどのご質問の計画書の件ですけれども、ちょっとただいま調べておりますので、後ほど答弁させていただきます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今ご答弁いただいたわけなんですけれども、1つ目の質問、1,317万8,000円ということで、総合計画からずっと累計していくともう、約1億円ぐらいのお金が同じ業者に発注されていると思うんです。これだけの金額をかけて、私、ほんまにちょっと何回も同じことを言って申し訳ないんですけども、これだけの金額をかけてつくられた計画であるということを前提にお聞きしたいと思うんですけども、先日の一般質問の答弁では、幼稚園の大規模改修の費用、実施実績ということで7億1,000万円入っての答弁をさせていただいたんですけども、これとは別に予防保全としても計画されていたと思うんです。予防保全として実施されてきた令和2年度までの実績、それからまた未実施の件数もあると思うんですよ。どれぐらい入れ込んでいるのか。それと、その金額。あと、今回の令和3年度の予算で、全くそういったところが見えないものですから、その予定を聞かせていただきたいんです。これが1つ目です。

2つ目の方、先ほど短期保全計画に入っていないと。それは長寿命化計画の方でやられたということなんですけれども、たしか短期保全計画は平成29年度、平成28年度に総合管理計画

が策定されているわけです。その後、平成29年に短期保全計画がつけられているわけでしょう。長寿命化計画は令和元年につけられているから、時期的にもちょっと、ずれがかなりありますし、その間、総合管理計画の進捗であったりとか、私、ちょっとここがよく分からないんですけども、短期保全計画と長寿命化計画というのは同じものなんでしょうか。私、総合管理計画の中から5年間を取り出してやっているのが短期保全計画だというふうに認識していたんですけども、これと長期保全計画を混同したようなお答えを今、いただいたのでそこについて、ちょっともう1回整理をさせていただきたいと思うんです。

いずれにせよ、総合管理計画では、子どもの数は基本的に横ばいというふうに、これから5万人チャレンジで増えるのかもしれませんが、基本的には総合管理計画の段階では横ばいで策定されているわけですよ。そうすると、やはり教育環境の確保というのは、当面、適切な確保というのは必要となってくるわけなんですけれども、近隣の市町村では結構やっぱり、私、新聞なんか見ると、義務教育施設の新築とかということが掲載されているわけです。そういった将来、このままの施設総数、葛城市全体として維持していくことが本当に市として、市民にとって財政にとって不利益とならないのか、その辺、非常に私、この問題ばかり言って申し訳ないんですけども、ちょっと心配しておりますので、そのお答弁をいただければと思っております。

3つ目は、後ほどということですので、分かりました。よろしくお願ひします。

増田委員長 広範囲にわたる計画になるので、梨本委員がご質問されているのは教育部局の考え方ということでいいですか。ご答弁をお願いします。

吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。梨本委員の質問の中で、人数、生徒数等によりまして、現在のところの改修等、新築等の考え方についてこれでよいかとのことであったと思います。こちらの方につきましては、この前の一般質問でもお答えさせていただいたかと思いますが、長期的な部分ではございませんが、ここ5年間につきましては生徒数、児童数については今の建物でいけるということでございますので、その中におきましてまた変化がありましたら、それに伴うことを考えて計画していきたいと思ひます。

以上でございます。

増田委員長 この計画自体が、管財課であったり、そういう自らの部署で計画が出されてないので、内容的に考え方として分からないという理由で、ご答弁できないということなんでしょうか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 お答えできているかどうか分かりませんが、そもそも総合管理計画だったりマネジメント計画があって、計画はつくったものの、そのとおりやるかどうかは別のお話でありまして、その年度年度でやるべきものというのをしっかり考えるのが基本だと思ひます。短期保全計画というものは、最初つくった計画のうち、計画はつくったもののそれはなかなか難しいだろうと。短期的に本当にやらないといけないものをもう1回あぶり出して考えましようとしたものが短期保全計画。その中には学校施設などはそもそも計画の中に入っていなかったもので、今回入っていないと。長寿命化計画と言われる学校施設の長寿命化計画について

は、その後つくられたもので、今、それに向かって必死に頑張っているということなので、ちょっと別の次元の話かなというふうに思いますが、答えになっているでしょうか。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ちょっと再度質問をさせていただきたいんですけども、副市長が言われるのは分かるんです。計画に対してそれほどきちっと、財源的なこともありますので、全部が全部できるかどうかというのは別にしても、財政との兼ね合いがあるということは十分分かっているんです。ただ、私、さっき言ったように、この計画をつくるのに物すごいお金をかけているわけですよ。計画はあくまで計画かもしれませんけれども、それやったら何でこんな何千万円もかけて計画をつくったのかなというふうに思うわけですよ。ですから、やはりある程度遅れは生じていても、そこに近づけていくような努力をされているのかなということを知りたいわけです。つまり、令和2年度まではどんな実績やったんですかということを知っているわけです。

令和3年度においては、ここの当初予算を見させていただいた限りでは、そういったことが全く私、読み取れないんですよ。ちょっと私が当初予算の見方が悪いのかもしれませんが、読み取れないので、その辺り、どうなんですかということをお聞きしたいんです。ちょっと分かりにくいですかね。お答えいただければと思います。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 計画が全く意味がないわけではありませんで、分析などして、こういう順番で、その当時のこういう順番でやったほうがいいんじゃないのかというのが計画で、実際に見まして、じゃあそのとおりやったほうがいいのか、いや、もっと前倒しして入れ替えたほうがいいのか、もっと違うやつが出てきたから先にやったほうがいいのかなどなどは、その当該年度、当該年度で予算計上するものだと思っています。

今回、全く入っていないわけではなくて、もちろん実績、磐城小学校などの改修の計画なども入っておりますし、その計画どおりに進んでいるわけではないんですけども、計画に従って努力している予算にはなっているかと思っています。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 予定に対して非常に遅れが、私、今年度は特にひどいんじゃないかなというふうに感じているんですよ。言ってみたらこの予防保全、一般質問の答弁では令和3年度は3,000万円程度しか計上できていない。そういう中で、本当にこれでやっていけるのかなという心配があるわけです。特に地方債は平成29年度から平成32年度までということで、5年間の期間を区切って、公共施設等適正管理推進事業債が使えるわけですけども、複合化であるとかユニバーサルデザイン化であるとか、それから除却事業であるとかいったものの期限が令和3年度なんです。つまり今年なんです。ここまでずっと時間をかけて、来年の3月が、期限が切れる段階において、全くそういったことがまだテーブルに乗ってこない。これはやっぱり誰でも心配するんじゃないでしょうか。その辺、本当、計画的に中でやっていただいているのか、どこかのタイミングでこれが出てくるのか分かりませんが、今の当初の段階

でこういう状態だと、本当、令和3年度中にそういったことが少しでも進むのかなという心配をしております。ということだけ伝えておきます。

以上です。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 多分、かみ合っていないところが金額のところだと思うんですけども、長寿命化計画、学校施設のところは2か年でもう、トータル幾らですと。設計も工事費も含めて半分半分などにしてありますが、今回計上しているのは設計ですので、それは金額のずれが生じるのかなと思います。設計ができましたら、もちろん工事費の補正、上げさせていただきますので、それが、例えば今年度中に補正ができたのであれば、同じような金額になってくるといことなので、今の当初予算だけで比較するとちょっと低いようには見えますが、順調にという言葉がいいかどうかは分かりませんが、予算計上はしっかりさせていただいていると思っております。ただ、委員のおっしゃっていること、事前に事前ということも分かりますし、計画をつくったならば、その計画に向けて進んでいくべきだろうということはしっかり理解しているつもりですので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 よろしいか。どうぞ。

梨本委員。

梨本委員 そうしたら、今、副市長、そうおっしゃいましたので、私、先ほど聞いた令和2年度までの予防保全として計画されている実績、もう後で結構ですので、ちょっとまた聞かせていただけますか。それから、それに対する未実施の件数です。計画しているけれどもできてない件数と金額、トータルして幾らの金額がまだできてないのか。ちょっとここだけ、もう一回ちゃんとお聞きしたいんです。あと、追加としてもし出せるのであれば、先ほど、これからのこともあるということなので、出せる範囲で結構ですので、令和3年度の予定について、もう少し聞かせていただければ、出せる分だけでも出していただければなというふうに思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 2点お願いします。

1点目は、143ページですけども、1項2目18節のことばの教室負担金3万4,000円、これは香芝市の方に言葉にちょっと障がいをお持ちの生徒さんが行かれていると思うんですけども、これも通級教室ということで、私ども公明党が一般質問等で取り上げさせていただきました。通級教室について、中学校は今現在、両中学校でやっていただいておりますが、やはり小学校の通級指導教室は必要なものと思っておりますが、この予定等があるのならば教えていただきたいと思っております。

それと、もう一点が、予算書の方の概要の方なんですけれども、47ページと49ページに芸術鑑賞業務委託料、それぞれ幼稚園の方が33万円、小学校、中学校かな、両方合わせてだと

思うんですけども、じゃなかったら後で指摘してください。165万円計上されているんですけども、本当に昨年はコロナ禍の中で非常にこういうふうな事業、やりにくかったのだらうと思うんですけども、私ども、本当にこの事業というのは人間の心を育てるすごく大切な事業だと思います。内容をそれぞれ、中学校、小学校また幼稚園でやっておられる芸術鑑賞の内容をちょっと教えていただきたいのと、去年はいろいろ苦勞されて、どのように実行されたかというふうなところも、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、ご質問いただきました通級教室について、私の方から回答させていただきたいというふうに思います。今ご指摘いただきました143ページのことばの教室負担金に関しましては、委員ご指摘のように、今、當麻小学校から1人だけ、香芝市のことばの教室に通っておりますので、協議の料金を香芝市の方に負担金としてお払いさせてもらっているという現状でございます。それで、葛城市の中にも小学校で通級をしていったらどうかというご指摘を盛んにいただいております。また教育委員会の中でも様々な実情も分析した上で、通級をぜひやっていこうという方向を決めまして、動いていったわけですけども、実際に県の方でつけてあげようと言って人をくれないと動かないんです。ということで、ほんまはいろいろ言いたかったんですけど言えなかった。ところが、今の人事でやっと葛城市の方、認めてくれました。ということで、来年度から小学校でも通級教室を実施させていただきます。

ただし、通級をするにしても様々な用意が要りますし、お金的にもかかるんですが、現在のこの予算を審議していただくときは当然、間に合わなかったということで、今後の必要経費等につきましては、また次の議会等に補正で上げさせていただいて、ご審議をお願いしたいなというふうな感じでございます。

以上でございます。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いたします。

内野委員の芸術鑑賞業務委託料の内容についてということなんですけれども、まず小学校につきまして、事業概要なんですけれども、市内の各小学校の全児童、1年生から6年生までを対象に、毎年10月、11月にそれぞれの学校の体育館で音楽鑑賞あるいは演劇鑑賞などの文化鑑賞会を行っております。間近で音楽や演劇など様々な芸術に触れ子どもたちの創造性を育むことを目的に行っております。子どもたちが文化芸術を鑑賞、体験するということは、豊かな創造力の育成に大きな効果があるということから、文化庁の方でも各自治体での自主事業等も含めまして、義務教育期間中に毎年1回以上は芸術文化の鑑賞、体験ができるような環境を整えることを目指しております。ということで、今のが小学校でございます。

小学校なんですけれども、具体的に申しますと、令和元年度で申しましたら、サーカスですとか、あと歌芝居ですとか、あとお話音楽会、ブレーメンの音楽隊による、そういうお話音楽祭、それから韓国の文化芸術鑑賞とか、あと音楽鑑賞、多国籍融合ミュージックといった内容になっております。令和2年度につきましても、小学校の方は、コロナの関係で何回

かに分けて行うなど、体育館の方で工夫して実施させていただいております。演奏会ですとか、あと演劇の方を実施しております。

次に、中学校なんですけれども、中学校の方は教育講演会委託料という名目で100万円組んでおるんですけれども、こちら事業概要につきましては、実際に様々な分野で活躍されている方を新庄文化会館あるいは當麻文化会館にお招きし、テレビ等では味わえない、例えばピアノやバイオリンなどの生の演奏や、あるいは講演、体験談を通して、生きることのすばらしさを生徒たちに伝え、これからの生活に、また将来に夢や希望を持つことができる機会をつくることを目的として実施しているものでございます。予算的には1校50万円で2校で100万円とさせていただいております。

中学校の教育講演会につきましては、新庄中学校が新庄文化会館におきまして、令和元年度は能・狂言鑑賞ということで、これは文化庁の募集事業に新庄中学校が応募され採用されましたので、能・狂言鑑賞を実施されております。それから白鳳中学校におきましては、音楽療法士を迎えまして、音楽療法士についての音楽療法の目的や効果、方法などを伝え、子どもたちの将来における視野を広げ、これからの生活に夢や希望を持つことができる機会をつくることを目的とした講演をしていただいております。

中学校の令和2年度につきましては、中学校の方は新庄中学校が新庄文化会館におきまして、同じく文化庁の募集事業に応募され採用されましたので、群馬交響楽団の演奏会、中3のみなんですけれども、実施されております。それから白鳳中学校につきましては、書道のパフォーマンスというものを学校の体育館の方で実施されております。

次、最後に幼稚園、幼稚園の芸術鑑賞業務委託料33万円なんですけれども、こちらにつきましては、幼稚園児が、こちらテレビでは味わえない演劇や音楽演奏などを間近で鑑賞し、様々な芸術に触れることで、子どもたち、園児たちの創造性を育むことを目的に行っております。毎年、5園合同で新庄文化会館のマルベリーホールにて実施しております。

幼稚園の方につきましては、令和元年度は5園合同で、マルベリーホールで等身大の人形劇をされております。それから令和2年度につきましては、幼稚園の方は、園長とか主任先生で協議した結果、コロナの関係で行っておりません。

以上でございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 令和3年度、通級指導教室をやっただけということで、本当にありがとうございます。というのが、もう本当に市民の保護者の方から要望がたくさんございました。やっと小学校でできるということ、大変に評価をさせていただきます。それと、今、芸術文化の方、るるメニュー等々も聞かせていただきました。もう本当に各学校、また園において、いろいろと様々なメニューを、工夫していただいて、やっただけでございます。昨年はコロナ禍の中で本当に何回も分けてやっていただいたというご努力も、大変評価をさせていただきます。本当にコロナ禍だからこそ、やっぱり文化芸術の人の心を育てるというふうな事業が大事ではないかなと思いますので、引き続きまた、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは161ページ、中央公民館の関係ですけども、ここの工事請負費983万7,000円、空調設備の改修工事というふうに、ここに書いております。それから175ページ、市民体育館工事請負費888万8,000円、軒先及びとゆの改修、それから當麻スポーツセンター工事請負費418万4,000円、防火シャッター、それから上の修繕料200万円の内訳、それから文化会館、166ページの當麻文化会館の工事請負費752万4,000円の分については、説明ではホール内のエアコンを電気に変える、増設するということやと思うんです。私、ずっと當麻の空調関係、6年間、空調の工事をやってきはった。ちょっと私、調べました。平成27年度から令和2年度まで、予算額4,625万6,000円、執行額3,119万円。これだけのお金を6年間でかけて、また今、空調で752万4,000円か。なぜこうなるのか。例えばガス冷暖房やったんかな。これはあかんから電気に変えるというふうになるのか、ここでも増設となったあるけれども、これでいったらガスの冷暖房と電気の冷暖房と両方使えますよということになるのか、あるいは當麻庁舎、今、特別委員会もつくって當麻庁舎を取り壊す準備にかかっていると。だから、文化会館を利用するのでそういうようなことも含めた中でやられるんか、そこらを教えてもらいたいのと、先ほど言いました中央公民館の空調、あるいは体育館の軒先、令和2年度で工事請負契約、契約議決も取ってやっているわけやんな。そのときにせんと、また今、空調工事しまんねん、軒先・とゆ替えまんねんいうたら、例えば屋外のとゆ替えまんねんと、足場の問題、また一から足場を運んできて組んで、またしまいせなあかん。そのときであんねやったら、軒先までは足場は別に組まんなんのか知らんけれども、今使ったやつをまた組み替えるだけやんか。そういうような細かいこともできたあるの違うんかいな。

それと、中央公民館の空調、体育館、足場、いつも言う設計監理を見ていない。ということは自分らでできるという解釈やと思うんやけれども、何でこうなるんか。何で教育委員会、教育委員会というような言い方や怒られるかしらんけれども、前の契約でもそうやけれども、もともと共同仮設でも、1つにせんなんやつを2つに出して減額なりまんねんとか、また今でも、生意気なことを言うたら悪いけれども、誰から考えたかて、恐らくこれも一緒に設計できたあつたのと違うんかいな。それやったら、予算出すときに、これも一緒に出すべきと違うんかいな。経費からして全然違うと思う。そこらはどう考えているのか。今言いました中央公民館、体育館、文化会館、それぞれどういう形になったあるのか教えていただきたい。

増田委員長 吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館の吉田です。よろしく申し上げます。

まず、中央公民館の工事請負費983万7,000円の中身と経緯から説明をさせていただきます。

中央公民館の建物は昭和50年から46年間利用されています。その間、空調設備の不具合のある部分から順次改修を進めてきましたが、現在、改修未施工部分は1階のロビーと事務室や応接室、団体事務室、第1会議室等となっております。利用者が頻繁に使われる部分は空調設備の改修を完了しています。令和3年度で未改修の施工部分の改修工事をするため、

983万7,000円を計上させていただいております。先ほどからの短期保全計画では、空調設備の方は令和2年度で計画をしておりましたが、工事をする中で、耐震工事は秋からする、それまでの部分で、夏使うのに空調改修工事をしますと、また外構のブレス工事とかで撤去する必要がありますので、耐震改修工事をしてからやるということで進めてまいりました。ということで、先ほどのご質問にも関連するんですが、短期保全計画を見ながら、関連の工事を見ながらということで、予算の計上をさせていただいて進めているところです。よろしくをお願いします。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

まず、市民体育館の軒先の件ですけれども、今年1月に市民体育館の軒天パネルが落下したことによりまして、内部を調査した結果、縦どいが老朽化しておりまして、取替え工事が必要と判明したため、軒先及び雨どい4か所分について修繕工事を行うものでございます。耐震工事の中で実施できなかったのかということでございますけれども、耐震工事の中では当初、高所作業車を使って簡易的な修繕、目皿の清掃とといのコーティングを予定しておりました。しかしながら、先ほど申しました今年1月に軒天パネルが落下したことによりまして、内部を調査した結果、縦どいが老朽化しており、取替え工事が必要と判明しました。そのため、耐震工事の中で実施できないか検討いたしましたが、市民体育館の1階の入口付近に軒先及び雨どいを修繕するための足場を組み立てるとなりますと、耐震工事の材料が搬入できないこと、材料搬入後に軒先及び雨どいの工事を行うと工期が足りないという理由で、今年度の実施は断念させていただき、新年度に改めて予算を要求させていただいております。

それから、當麻スポーツセンターの工事請負費でございますけれども、これにつきましては當麻スポーツセンターに設置しております防火シャッターに危害防止装置を取り付ける工事でございます。當麻スポーツセンターに設置している防火シャッターは、現在の基準である危害防止装置がついておらず、人や障害物に接触してもシャッターが停止する仕様となっていないため、後づけで危害防止装置を取り付けるものでございます。また、経年劣化により昇降動作にも不具合があるため、その部分も併せて修繕を行うものでございます。

それから、200万円の修繕料でございますけれども、これは毎年枠取りで予算計上させていただいておりますけれども、施設関係といたしまして、体育館、當麻健民運動場、農村広場に100万円、テニスコートの修繕で50万円、プールの浴槽内の塗装等で40万円、消防設備関係で10万円を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 竹内館長。

竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館、竹内でございます。よろしくお願いいたします。

岡本委員の當麻文化会館の工事請負費の内容についてお答えさせていただきます。

まず、令和3年度で計上させていただいている752万4,000円でございますが、ホールの空調の老朽化のため、効きが悪くなりまして、その補強をするために電気エアコンを3基増設

させていただきます。當麻文化会館の空調機は、ガスの吸収式冷温水器でございまして、本体が地下の方に4基ございます。その1基ずつを平成29年度より修繕工事を行ってまいりました。今年度、令和2年度に4基目の工事をするべく292万8,000円の予算をいただいております。修繕を行おうと準備をしていたところに、新たな箇所では修繕が必要な場所が見つかりました。ホールの効きがあまりよくない、3年してもその効果があまり感じられなかったこともありまして、別の箇所の故障箇所の修繕費も多額に必要になるということが判明いたしましたので、今年度のいただいていた予算の執行も取りやめさせていただきます。全額298万円の減額補正をさせていただいたところでございます。

先ほど岡本委員がおっしゃいましたように、ガスの空調は効きが悪くはなっておりますが、そのまま使用は可能でございますので、ホールにつきまして、空調、皆さんが快適にホールを使用していただけるように、電気エアコンで補強させていただくということで、ガス空調と並行して、させていただくということになります。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁をしていただきました。

まず、中央公民館、短期保全計画、それからここでは令和2年度で計画するとなった。結局、耐震工事が終わってからとかいう話をするけれども、その保全計画のときにきちっとそれもすべきでなかったんかい。何も理屈を言うのやないけれども、やっぱり同じ建物の中の工事をするということになってきたら、一緒にしないと経費が物すごくかかる。そんなこともやっぱり考えられへんのか。できへんと言われたからこれしてんと。体育館についても、入口の足場、材料の搬入ができへんと。当初の耐震設計のときにそれもしたあつたのと違うんかい。とゆの方も。たまたま穴が空きましてん。そやろ。今の話であつたら、一部はとゆの工事もせなあかんということは分かっていたわけや。ところが、工期がないとか材料の搬入の邪魔になるとか、そんな俺は理由にならへんと思うで。もっとしっかりと見ていかんと、私はいつも言うふしに、財源どこにあんねん。自分で稼いだ金かい。汗水垂らして、市民の人がみんな税金を納めてくれてはるわけやねん。これみんな聞いてはって、わしみみたいなこと言うたら、市民怒らはるで。いつも俺が言うのはそれや。やっぱり職員というのは、市民から税金をいただいてやっているということの自覚を持たなあかん。そんな国や県や大きなところへいたら、そんな細かい話みたいなのひとつもしはらへん。こんな小さい3万7,000人のところやつたら、どれだけ無理して税金払ってくれてはるかということをやよう頭に入れんと、今の答弁みたいなのをしてもうたら、経費、何ぼでもかかるがな。

それと、文化会館についてもそうやんか。そりゃ、竹内館長は、今、令和2年はこうや、そう思っていたけど予算を減額した、それはわしも分かってまんがな。補正が出たんあるねんけどね。何も今までのやつがあかんということではなしに、やっぱり計画を立てるならこの6年間で3,200万円近い金をかけといて、そら全てあかんとは言わへんで。ましてホールというたら1番メインやねん、文化会館の。それを電気に変える。ほんなら今までガス工事、何やったんやと。業者名は言わへんから、どことは言わへん。業者、もう分かったあるやん

か。どんなふうな、それやってきはったんや。やっぱりきちっとやらんと、教育委員会ちゅうの怒られるで、教育長に。

何を名指しで言うんかいとなるのかしらんけれども、どうも去年からこれを見ていたら、800万円の流用はするわ、共通仮設はそのまま出してくるわ、また今みたいにこないして、一緒にやったら安うつくやつをわざわざまた、年度変わって出してくるわ。もっと教育委員会の中で、いろいろなことで、いや、これはこうせなあかんとかいう人がおれへんのかいな。みんな管理職になって、わしはいつも言われてきたけども、一般常識と役所の常識とあるわけや。やっぱりそこらをきちっと考えてもらわんと具合が悪い。今更、私、こない言うたさかいつて予算あきまへんわと言うわけにはいかへん。反対する気はないけれども、やっぱりきちっともっと考えてくれんとあかんと思う。それで答弁できるんやったら答弁して。

増田委員長 答弁できますか。

吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館の吉田です。

ただいまの岡本委員のご質問に、先ほどの補足という形で説明をさせていただきます。

耐震改修工事、令和2年度でさせていただきましたが、有利な緊急防災・減災事業債を使いながら進めさせていただきました。その中で、対象外部分もありますので、きちんと計算しながらしているんですが、当該の事務所部分であったりするのは対象にならないということもありまして、今回、令和3年度で緊急防災・減災事業債なり有利な補助を見ながら、耐震改修が終わってから、外構も終わっていますので、やり変えることなく令和3年度で空調工事ができると考えておりまして、それで進めさせていただいております。よろしく願います。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

ただいま岡本委員からおっしゃられましたことにつきまして、今後、事業を進めていく中で、建設部門等、専門的な部門のところにも相談しながら、また内部でしっかり精査しながら、計画の方、事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 吉田館長も正直な答弁をしてくれはったと思うねけども、補助事業も大事な工事。しかし100%補助がつかんものもあるわけやから、単独つぎ込まなあかんときもある。せやから、それはやはり単独はつぎ込まんなんときは必要なときはしゃあない。そやけれども、発注するときに、やっぱり補助対象になる分と単独分と一緒に発注するという方法もあるわけやから、できるだけ経費をかからんようにするというのが1つの考え方や。それは今言われたように、補助事業の対象にならへんから補助対象になるものだけ発注しましてん、単独分は後に回しましてん、それは分からんこともないけども、やっぱりそれは当初から1つにして発注すべきというふうに思います。

吉井部長は、今後、担当者も経験のある人に相談してやっていきますと言われたら、今後

そういうふうにやってくださいよということで、お願いをせざるを得んというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、ちょっと3点ほどお伺いします。

1つは、最初に岡本委員が質問された要保護・準要保護児童援助費についてです。148ページの2目の教育振興費の中のものですけれども、生徒数、それから令和3年度見込みということですが、ちょっと就学援助率、就学援助率というのは全ての小学校の全生徒に対する全ての受給している要保護・準要保護生徒数、ちょっと計算すればいいんですけども、多分、これについては毎年、文部科学省の方に報告もされていると思いますので、本市の就学援助率が小学校、中学校でどうなっているかということについてお伺いいたします。

それから、159ページになります8款教育費、5項社会教育費の4目公民館費です。公民館分館運営事業ということでお聞きしたいんですが、ここに、下から2つ目に公民館分館等施設設備整備事業補助金ということで1,500万円計上されています。平成29年度は550万円計上されていて、平成30年度で900万円、そしてまた令和元年度で500万円となっていたんですが、昨年度の予算で1,000万円を超えて1,040万円、それが今年度また500万円増えて1,500万円と、大変大きな伸びをしていますが、一体どういう事業で行われているかということについてお伺いいたします。

それから、3つ目でありますけれども、ちょっと関連もあるんですけども、ちょっと2つ抱き合わせみたいになるかもわかりませんが、いろいろな文化館活動についてのことなんですが、160ページの、これも公民館費になります。4目公民館費になりますけれども、7節報償費の講師謝礼です。330万円余り計上されていますが、昨年度と比べて大幅な減額となっております。昨年度は750万円程度でしたから、約400万円程度の減額になっているんですね。多分、これは公民館活動に関わることだろうと思うんですが、一方で166ページのところの自主事業ということで、12節の委託料のところ自主事業開催委託料では870万円ということで、これは維持されております。その下の自主事業出演者謝礼というものも維持されて、照明・音響のところにある委託料のところ、また自主事業開催委託料ということで60万円ということで、大体維持されていて、公民館活動でコロナの関係があつて、私、講師が大きく下がったのかなと思うんですけど、一方ではこういうところはそのまということなので、講師の謝礼が大きく減額になっている理由をちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのお問いでございますが、公民館分館等施設整備事業の補助金でございます。こちらにつきましては、本市が掲げます生涯学習活動の充実、発展を図るため、その拠点となる分館等を整備する事業でございます。地区公民館の増改築、修繕及び備品の購入等に補助

をさせていただきます。毎年ですが、前年度11月に各区長に対しまして、本事業にて対応の要望を確認させていただきまして、翌年度予算にて計上させていただいております。

先ほど委員仰せのとおり、毎年、金額の差等ございますが、今年度に関しましては5か年の計画等をいただきましたが、何せ役員様等が毎年替わられるようなところもありまして、なかなか平均というか均等に金額をしていただけるような状況ではございませんで、今年度につきましては、予備費が234万円、大字の方からの希望といいますか要望で1,266万円の、計1,500万円となった次第でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館の講師謝礼334万7,000円について説明をさせていただきます。去年からの減っている部分は當麻文化会館に係るものでございまして、當麻文化会館で開催しております講座や地区公民館等で開催しております定期教室や講座、公民館等で開催されます慰労講座は、令和3年度予算につきましては當麻文化会館運営事業で390万9,000円を計上されておりました、合計額では令和2年度とほぼ同じ額になっております。教室・講座の内容につきましても、新型コロナウイルス感染症対策等で若干の人数変更はありますが、ほぼ同じ数の教室・講座を計画しております。

以上です。

増田委員長 いや、これ、減っているって言うてはんねんけど、分かったか。

(「結構です」の声あり)

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしく願いいたします。

谷原委員のご質問です。令和元年度の決算額で申し上げさせていただきます。要保護が9名で準要保護が219名、今言うているのは、小学校です。合計228名、分母が小学校全体で2,404名ですので、割り算いたしまして9.5%。

続きまして中学校です。要保護が5名、準要保護は120名、合計125名ですので、中学校が1,055人ですので、割り算いたしまして11.8%となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。就学援助率ということですが、小学校が決算ベース、令和元年で9.5%、中学校は11.8%ということでありました。全国的には14.8%、14.9%ぐらいだと思います。私は、大都会の方も大変なところはあると思うんですけど、いろいろな地域差はあると思うんですが、本当にちゃんと必要なところに届いているかどうかということなんです。これは文部科学省もポータルサイトで市町村の一覧を出しております。10%未満、15%未満、20%未満と出してはいるんですけども、私、特に小学校は9.5%ということですから、これの申請の方法なんかについては入学時、それから進級時と丁寧にやっておられるんですが、私がちょっと気になっているのは、要は基準なんですよね。これは市町村の権限になっていきますから、どういう基準で、とりわけ準要保護家庭を認定するかと

ということなのですが、葛城市はどのような認定の仕方をしているのでしょうか。これについてお伺いいたします。

それから、先ほどありました分館活動については、地域のいろいろな要望で大字区長から上がったもののいろいろ修理費が、こういうふうになんか大きく膨らんできているということは分かりました。

それから、最後にありました講師謝礼については、要は中央公民館の分と當麻での文化会館の分を分けたというふうなことで、実際、講師料は変わっていないということで了解いたしました。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市、本市の準要保護の認定基準ですけれども、まず1つ目が、生活保護法に基づく所得基準を上回ることでなくなったため、保護の停止または廃止を受けた方。それから、2つ目が地方税法に基づく住民税が非課税。それから、3つ目が国民年金法に基づく国民年金保険料の免除を受けている方、一部免除を含みます。それから、4つ目が児童扶養手当法に基づき児童扶養手当を支給されている方、一部支給を含みます。それから、5番目といたしまして、地方税法に基づく市町村民税、それから個人の事業税、固定資産税の減免を受けている方あるいは国民健康保険税条例に基づく国保税の減免を受けている方となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 葛城市はそういうふうな形で非課税世帯とか国民年金の免除家庭とか国保の減免あるいは徴収猶予の家庭とかいう形で判定しているということですが、7割の自治体は所得、要は生活保護の基準に対して、所得が1.1倍、1.2倍、1.3倍というふうな形で、単純な指標を設けてやっているところが7割ぐらいになっております。奈良県内の12市においても、12市のうち7市はそういう所得基準でやっているんですね。ほんで私、ちょっとこれは意見で言いつ放しになりますけれども、担当者も各課にわたっているわけですね。住民税非課税も、国民年金免除も、あと国保、児童扶養手当。これはそれぞれ該当するかどうかということをやっぱり調べていくことになるので、私としては、もうちょっと、若干どういう形で捕捉されているのか、年収に対して、所得に対してそれぞれがどういうふうな形になっているかということを見ていただいて、もうちょっとほかの市町村を見て、私、小学校での就学援助率が10%を切っておりますので、本当にこれがちょっと、ちゃんと捕捉できているのかなと、申請がちゃんとされているのかなというふうなことがあるので、ぜひそこはちょっと研究していただきたいんです。

先ほど給食費の話もありましたけれども、給食費は国のそういうふうな形で、先ほど給食の関係の審議会の西井委員からお話がありましたけれども、就学援助費を受けたら給食費はそこに入って無償になるんですよ。だから、払う方はきちっと払っていただく。払えないなら、所得の低い方はちゃんと就学援助費を受けていただくと。そのためには、10%切っているということをもうちょっと研究していただけたらなと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 3 4 分

再 開 午後 3 時 4 0 分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、次に、9款災害復旧費から、歳出の最後、12款予備費までの説明を求めます。

吉村部長。

吉村総務部長 それでは、9款災害復旧費から12款予備費までの内容についてご説明申し上げます。

事項別明細書につきましては177ページとなります。よろしいでしょうか。

まず、9款災害復旧費、1項1目治山施設災害復旧費につきましては、200万円の計上でございます。

次に、2目農業災害復旧費では800万円の計上となっております。

178ページに移っていただきまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては1,000万円の計上となっております。

次に、3項1目その他公共施設災害復旧費につきましては1,000万円の計上となっておりまして、その内訳として社会福祉施設災害復旧事業、それから学校教育施設等災害復旧事業、それぞれ500万円となっております。

続いて10款公債費でございますが、1項1目元金では17億7,202万7,000円の計上となっております。

次、179ページ、2目利子でございます。7,061万9,000円の計上で、利子償還で7,005万5,000円。それから一時借入金利子で56万4,000円となっております。それから3目公債諸費でございますが、18万3,000円の計上で、市債管理事業に要する経費でございます。

次、11款諸支出金、1項1目財政調整基金費につきましては99万8,000円の計上で、利子積立てでございます。

次、2目減債基金費につきましては1,000円の計上でございます。3目公共施設整備基金費につきましても1,000円。それから4目社会福祉振興基金につきましては1万3,000円の計上でございます。

次、180ページに移っていただきまして、5目緑花基金費につきましては10万1,000円の計上で、緑花基金、寄附金で10万円、利子で1,000円となっております。

6目公営住宅基金費につきましては1万2,000円の計上でございます。7目教育基金費につきましては9,000円、それから8目土地開発基金費につきましては3万4,000円、9目体力づくりセンター整備基金につきましては15万9,000円、それから10目ふるさと創生基金費につきましては1万9,000円のそれぞれ計上となっております。

次、181ページに移りまして11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては

12万1,000円の計上。12目地域振興基金費につきましては37万1,000円の計上。それから13目森林環境整備基金費につきましては360万5,000円で、積立金といたしまして360万4,000円、利子で1,000円でございます。

2項1目雑支出金につきましては5万円の計上となっております。過誤納金等還付金でございます。

最後に、12款予備費では1,000万円の計上となっております。

以上で、9款災害復旧費から12款予備費までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

入替えですか。ここで、職員の入替え、ございますか。入っていただいていますか。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

増田委員長 それでは、歳入について説明を求めます。

吉村部長。

吉村総務部長 それでは、歳入の説明を申し上げます。事項別明細書11ページをお願いいたします。

まず、1款市税でございます。1項1目市民税の個人でございますが15億8,600万円の計上で、そのうち現年課税分で15億6,100万円、滞納繰越分は2,500万円でございます。続く2目法人では1億7,325万円の計上で、現年課税分で1億7,300万円、滞納繰越分は25万円でございます。

次に、2項1目固定資産税でございます。18億6,700万円の計上で、そのうち現年課税分としては18億2,700万円、滞納繰越分で4,000万円の計上となっております。続く2目国有資産等所在市町村交付金では275万9,000円の計上となっております。

続いて、3項1目軽自動車税の環境性能割でございますが、160万円の計上となっております。

次に、2目の種別割でございます。1億300万円の計上で、現年課税分は1億200万円、滞納繰越分が100万円の計上となっております。

続いて、4項1目市たばこ税でございます。2億4,600万円の計上となっております。

次に、12ページに移りまして、2款地方譲与税でございます。1項1目地方揮発油譲与税は2,200万円。2項1目自動車重量譲与税は7,200万円、3項1目森林環境譲与税は560万1,000円のそれぞれ計上となっております。

次に、3款利子割交付金の1項1目利子割交付金では、500万円の計上となっております。

次に、4款1項1目の配当割交付金でございますが、3,200万円の計上となっております。

次に、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございますが、3,600万円の計上となっております。

ございます。

次に、6款1項1目法人事業税交付金につきましては、3,900万円の計上となっております。

次、7款1項1目地方消費税交付金でございますが、7億600万円の計上でございます。

次、13ページに移りまして、8款1項1目環境性能割交付金は1,200万円の計上。

次に、9款1項1目地方特例交付金は5,500万円の計上となっております。

次に、9款の地方特例交付金の2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございますが、こちらは2,500万円の計上となっております。

次に、10款1項1目地方交付税でございます。45億円の計上で、普通地方交付税で39億円、特別地方交付税で6億円の計上をいたしております。

次に、11款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては、400万円の計上でございます。

次、12款分担金及び負担金でございます。1項1目農林商工費分担金では174万円の計上となっております。続く2目災害復旧費分担金では300万円を計上いたしておるところでございます。

次、14ページに移りまして、2項1目民生費負担金でございます。1億3,037万3,000円の計上となっておりまして、そのうち社会福祉費負担金につきましては51万7,000円、それから児童福祉費負担金につきましては1億2,985万6,000円の計上となっております。

次に、2目消防費負担金では400万円の計上で、県の急傾斜地崩壊対策事業の受益者の負担金というものでございます。

次に、13款使用料及び手数料でございます。1項1目総務使用料では1,170万3,000円、2目民生使用料では28万8,000円、それから3目衛生使用料では720万円、それから4目農林商工使用料では361万3,000円、5目の土木使用料では7,520万2,000円の計上で、道路占用料で6,073万7,000円、それから市営住宅使用料で1,441万9,000円などがございます。また、15ページに移っていただきまして、6目教育使用料では1,556万5,000円の計上で、主な内容といたしまして、幼稚園の預かり保育利用料で576万円、文化会館使用料で722万7,000円などがございます。

次に、2項手数料、1目総務手数料では1,235万7,000円、2目民生手数料は1,000円、3目衛生手数料では5,819万8,000円の計上で、主な内容といたしまして、清掃手数料で5,710万7,000円でございます。また、16ページに移っていただきまして、4目農林商工手数料は1万7,000円の計上、5目土木手数料は50万3,000円の計上となっております。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では14億90万3,000円の計上となっておりまして、主なもので、社会福祉費負担金で5億7,122万1,000円。児童手当負担金で4億6,912万4,000円、それから生活保護費負担金で2億9,571万3,000円の計上となっております。

次、17ページ、2目衛生費国庫負担金では1億7,744万円の計上で、新型コロナウイルス

ワクチン接種対策費負担金というものでございます。

次、3目災害復旧費国庫負担金では993万3,000円の計上で、公共土木施設災害復旧費負担金で660万円、その他公共施設災害復旧費負担金で333万3,000円となっております。

次に、2項国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金では2億22万4,000円の計上で、主なものといたしまして、地方創生臨時交付金1億7,103万5,000円などがございます。

次に、2目民生費国庫補助金は4億4,016万7,000円の計上で、社会福祉費補助金で3,727万5,000円、児童福祉費補助金で4億159万2,000円などがございます。

次、3目衛生費国庫補助金では9,113万7,000円の計上で、主なものといたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金8,043万円がございます。

次、18ページに移っていただき、4目土木費国庫補助金でございます。2億3,040万円の計上で、主なものといたしまして、国鉄・坊城線整備事業費補助金5,650万円、社会資本道路改良交付金事業補助金6,600万円、吸収源対策公園緑地事業補助金4,200万円などがございます。

次、5目消防費国庫補助金では370万円の計上となっております。

次に、6目教育費国庫補助金では2,713万9,000円の計上で、主なものといたしまして、子育てのための施設等利用給付交付金1,871万7,000円がございます。

次に、19ページ3項国庫委託金でございます。1目総務費委託金は28万9,000円、2目民生費委託金は832万9,000円のそれぞれ計上となっております。

次、15款県支出金の1項1目民生費県負担金でございますが、5億7,328万2,000円の計上で、主なものといたしまして、社会福祉費負担金で4億5,573万6,000円、児童手当負担金で1億356万8,000円、生活保護費負担金で1,000万円の計上となっております。

次に、20ページでございます。2項県補助金、1目総務費県補助金では、435万円の計上となっております。

次に、2目民生費県補助金では2億9,191万4,000円の計上で、社会福祉費補助金で1億2,316万6,000円、児童福祉費補助金で1億6,874万8,000円がございます。

次、3目衛生費県補助金では1,575万8,000円の計上で、主なものといたしまして、地域環境対策支援事業費補助金で483万8,000円、地域自殺対策強化交付金923万6,000円などがございます。

次に、4目農林商工費県補助金では4,890万円の計上で、主なものといたしまして、日本型直接支払制度多面的機能支払事業補助金1,382万円、団体営土地改良事業費補助金1,805万円、農地利用最適化交付金552万円などがございます。

次、21ページに移っていただき、5目土木費県補助金では2万7,000円の計上で、土地利用規制等対策費交付金でございます。

次、6目消防費県補助金では79万7,000円の計上で、広域消防通信システム整備事業補助金などがございます。

次に、7目教育費県補助金では1,652万1,000円の計上で、施設型給付費等補助金、それから交付金、合わせて395万3,000円、それから子育てのための施設等利用給付交付金935万

8,000円などでございます。

次、8目、災害復旧費県補助金では375万円の計上となっております。

続いて、3項県委託金でございます。1目総務費県委託金では8,234万8,000円の計上で、主なものといたしまして、県民税徴収取扱委託金5,100万円、衆議院議員選挙費委託金2,638万7,000円などでございます。

次に、22ページに移っていただきまして、16款財産収入、1項1目財産貸付収入でございますが、149万3,000円の計上となっております。

次に、2目利子及び配当金でございますが、各種基金利子で174万円の計上となっております。

続いて23ページ、2項財産売却収入、1目物品売却収入では1,099万2,000円の計上で、主なものといたしまして、リサイクル物品売却代金967万9,000円などがございます。また、2目不動産売却収入につきましては、1,000円の計上でございます。

次に、17款寄附金、1項1目一般寄附金は100万円、2目土木費寄附金で10万円、3目ふるさと応援寄附金では4,000万円の、それぞれ計上となっております。

次に、18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は6億円、2目緑花基金繰入金は182万7,000円、3目教育基金繰入金は50万円、それから4目体力づくりセンター整備基金繰入金は2,609万円、5目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金は496万2,000円。それから6目地域振興基金繰入金は3,500万円の計上となっております。

次に、24ページ、19款繰越金、1項1目繰越金では5,501万8,000円の計上となっております。

次に、20款諸収入でございます。1項1目延滞金では600万円の計上となっております。

次に、2項1目預金利子でございますが、2万6,000円の計上となっております。

次に、3項雑入、1目滞納処分費では39万8,000円、2目弁償金は3,000円、3目の過年度収入は1万円、4目雑入でございますが1億316万2,000円の計上で、主なものといたしまして、市町村振興宝くじ収益金交付金973万7,000円、一部事務組合負担金一部戻入金1,836万7,000円、保育所給食代が1,467万2,000円、職員駐車場使用料566万4,000円、土地改良施設維持管理適正化事業交付金495万円などがございます。

26ページに移っていただきまして、21款市債、1項1目総務債につきましては180万円、次の2目民生債では1億4,890万円、3目衛生債では690万円、4目農林商工債では5,180万円、5目土木債につきましては4億4,020万円。それから27ページ、6目消防債では200万円、7目教育債では7,330万円。それから、28ページ、8目災害復旧事業債につきましては1,250万円、9目臨時財政対策債につきましては6億5,000万円の計上となっております。

以上をもちまして歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 お答えできるところで結構かと思えます。そうでなければまた、改めて伺います。

15ページなんですけれども、13款使用料及び手数料、1項使用料の6目教育使用料ということです。教育関係なので、ちょっとおられないからあれなんです、要は使用料の考え方について、どういうふうに財政の方として総務財政課の方で考えておられるかというお考えを聞いてもいいんですが、市内と市外の使用料の違いなんです。どうも個々の施設によって使用料の扱いが違っていると。なので個々に聞かなければいけないことになって、何か統一性がないようなところがあって、ちょっと市内、市外についての使用料の考え方、どうされているのかということをお伺いしたいと思います。とりわけ新町公園、すばらしい芝生場ができたんですが、使用料がどういう形で上がっているのか、ちょっとよく、私、分かりません。新町公園球技場使用料となっていて、野球場もありますから、この中に入っているのかなと思いついて見ていたんですが、そのことも含めて、もしお分かりでしたら、おられましたね。お願いいたしたいと思います。

それから、2番目ですけれども、19ページです。14款国庫支出金の3項国庫委託金の1目総務費委託金であります。1番上の自衛官募集事務委託金ということで、どういう事務を委託されているのかということについてお伺いいたします。

それから、下水関係になってしまいますけれども、ちょっと戻りますが16ページの13款使用料及び手数料の2項手数料、3目衛生手数料で、し尿処理手数料です。これは各ご家庭から手数料をいただいてここに入ってくる分だと思っておりますが、浄化槽について手数料は集めていませんよね。これは業者と各家庭同士と。し尿手数料についてはなぜこんな形になっているのか、法律上の問題があつてこうなっているのか、ちょっとそこを毎年、いろいろな角度で聞いているんですが、今回、どういうことで浄化槽とし尿の手数料の扱いが違っているのか、お分かりでしたらお願いいたします。

以上3点。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。体育施設の施設の利用率について回答させていただきます。

基本的に各施設とも貸出しについては、在住在勤者のみの貸出しということになってございます。ただし、プール及び農村広場については市外の利用を有料で認めておるということでございます。それから、体育協会所属クラブ及びスポーツ少年団については、チーム育成のため、市外チームとの練習試合を認めています。これは無料ということです。また、県大会等の大会は、有料にて利用可能というふうに取り決めさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

ただいまの浄化槽の件でございますが、今現在、以前は直営の方で行かせていただいていたんですが、今現在は業者の方に任せておる状態でございます。法律上というのはちょっと僕も、すみません、今はつきりお答えすることはできないんですけれども、今現在は業者の方で行っていただいているということでございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員のご質問の2点目の、総務費委託金の自衛官募集事務委託金でございますが、こちらは毎年、自衛官の募集に対する広報掲載等をさせていただき事務に対する紙面割等の計算での事務委託金として受けているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 教育施設の使用料の件については、これまでもちょっと質問させていただいたんですが、今おっしゃるとおりなんです。しかし、問題は、要はチームの練習試合ということで、葛城市のチームが1チームあると。しかし、圧倒的多くはよそからいっぱい来て、もう常時そのチーム、ほかのチームのための練習会場として葛城市のスポーツ施設が使われているんじゃないかと。それで中央体育館については、私もそのとき言うたんですが、3チームですよ、基本的に練習試合。3チームあれば三つ巴になるし、第三者の審判が立てられるから、大体3チームまでは無償にしましょうと。中央体育館はそういうふうにしたというふうに私、聞いているんです。ほかはどうなっているのかということをお聞きしたいんです。そこがちょっと統一されていないんじゃないでしょうかということなんです。つまり、もう1チームだけ、葛城市の、言ったとおり、そういうふうにして常時市外のチームが利用しているという実態を市民の方もおっしゃるので、そこがちょっとどうなっているかということをお聞きします。それぞれですね。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

今の谷原委員の問いですけれども、はっきり何チームが来ているというのが現状把握できていないところもございますので、今後はしっかり何チーム来るかというのを把握した上で、貸し館の方、していきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 把握していただくのは把握していただいたら結構やと思うんですけど、ルールとして聞いているんです。中央体育館はそういうふうなルールを決めた。つまり、3チーム、だから市外2チームまで無料と。それ以上はお金を取りますというふうになったというふうに聞いているんですが、つまり、そういうルールがちゃんと統一されているかということなんです。それがまちまちだったら把握しても結局一緒なので、ちょっとそこは精査していただいて、どういうルールでやるのか。私は2チームまでであれば市内のチームは練習試合、十分できると思いますよ。普通は2チームで。それを5チームまで認めるでも別に構わへんですけど、それがちょっと施設によって違うということなので、ちょっとそこを整理していただけたらと思います。要望です。

増田委員長 サッカー場のことは聞いていないんですか。

谷原委員 いや、もうそれはいいです。整理がついていたらもう、構いません。

増田委員長 サッカー場の決まりは、ついでにちょっと。

植田課長。

植田体育振興課長 サッカー場につきましても検討してまいります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 2件。1つは自衛官の募集については、広告ということですね。広告の割り付けということで、実はこれは自衛官募集に関わって、自衛隊の方から、18歳、20歳でしたか、一律に市内の年齢のある方、18歳だったか20歳だったか22歳だったか、特定の年齢のところ、もう全部その方たちの名前を掌握するというので、それは候補募集手段なんでしょうね。氏名と性別と生年月日と、それから住所、この4つです。私、これは個人情報だと思うんですけど。全く本人が分からないうちに自衛隊の方がそれを掌握していると。これは毎年ですから、個人情報として普通、住所とか氏名、生年月日は、個人が知らないうちに、ずっとそういうふうな掌握されているということがあるんじゃないかと思うんですけど、これはどうなっているのでしょうか。ちょっとその点について再度伺います。

それから、汲取りの件について、ちょっともう一回、正確にまた、機会を改めてでもまた伺いますので、これは法律上、条例上決まっているのか、それとも政策上の問題なのかをちょっと聞きたかったんです。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員の質問でございますが、それについては、名簿提供に当たっては改めて個人情報保護審査会にも諮問させていただいた中で、答申結果で、本来、閲覧という形を取るに当たって、閲覧よりも便宜上、名簿提出をさせていただいた中で、それを最終廃棄するというので提供させていただいているところでございますが、その際に、提供していることの周知ということの中で、広報というご意見もいただいている中で、現在まだできておらないんですけれども、それは他の市町村等の事例を参考に、そういった形での広報誌なりホームページ等での提供の在り方を周知させていただく方向で考えております。

以上でございます。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。

先ほどは失礼いたしました。先ほどの浄化槽の件でございますが、こちら葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例というのがございまして、そちらの第12条、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託、市長は法第6条の2第2項の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びにこれらの手数料の徴収を他の者に委託することができる、並びにそちらの第3項、市長は、環境省関係浄化槽施行規則第3条の基準に基づき、浄化槽の清掃及び手数料の徴収を他の者に委託することができる。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 自衛官の募集に関わることですけれども、今おっしゃったように、行政がその年齢層の者をみんな抽出して、名簿として自衛隊に渡しているわけですよ。廃棄するということを前提に。よその市町村では書き写して、閲覧して書き写すと。だから先ほど聞いた、要は委託料ですよ。支払いを受けているわけですが、その範囲を聞いたのは、つまり自衛官募集事務委託金の1万円、いただいていますけれども、これについては自衛官募集の広報掲載の費用ということで、実際そういう便宜を図るのがいかなものかなと私は思います。広報でそういうふうなことをやっていますよということは今後知らせるということですが、個人情報、こんなの提供したくないと言う人も出てくると思いますよ。だから私、ちょっとどういう扱いをするのか、情報公開及び個人情報保護審査会で、弁護士の方も入れてこれはよしというふうな判断が出たのだらうと思いますけれども、この判断でいいのかどうかも含めて、他の市町村もいろいろこの問題については苦慮されているようなところがあると思います。この点については、ちょっとご意見だけ申し上げておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 ただいま谷原委員のご質問の中の教育使用料のことなんですが、教育使用料、それぞれ使用料の考え方というのがありまして、条例で定められているという部分でございすけれども、當麻地区、新庄地区、今、歳入の方の説明を見ますと、中央公民館使用料というのは15万円。それから文化会館使用料722万7,000円。この文化会館は両文化会館がありますので、ちょっとそれぞれの使用料について、この数字を聞いたからといって、私、質問したいところをもう、ポイントで申し上げたいと思います。

中央公民館が當麻地区には、ちょうど當麻図書館の2階にあるということをお聞きしました。公民館のエリアがない中で、ずっと當麻地区の人というのは、當麻の文化会館でいろいろな市民活動をされていたんですけれども、そういった経緯の中から、あまり當麻地区の人は新庄の中央公民館の使用はされていないというような背景があるんですけれども、その中で、中央公民館の中にある調理施設の値段と、當麻文化会館の中にある調理室の値段というのが、すごい差があるというふうにお聞きしております。その値段の差をちょっと一度答弁でいただきたいと思うんですけれども、これが非常に不公平感があるというような、ただ、中央公民館の機能と文化会館の目的というのが違うのかもしれないんですが、この辺りについてもう非常に、當麻地区の方からいろいろなお声が上がっておりますので、全体の使用料の中で、値段の差というのが非常に格差があると。例えば、道の駅のお部屋を借りると1時間300円なんですけど、當麻文化会館やともう、もちろん1,000円以上すると。それはもう中央公民館も同じなのかもしれないんですが、公民館の使用に関わっての考え方、それから當麻分館に対して、もちろん新庄文化会館も同じだと思うんですが、考え方についてちょっと教えていただきたい。すみませんがご答弁をお願いします。

増田委員長 私、ちょっと補足していいですかね。調理施設のことを川村委員がお聞きになったんですけれども、この2つ以外に調理施設ってあるんですかね。それも含めてご答弁いただけたら

ら。健康福祉センターのところはないんですか。貸してないんですかね。貸してない。貸しているのは2つだけということですね。分かりました。その2施設の、それぞれの考え方でよろしいか。値段の。

竹内館長。

竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館、竹内でございます。よろしくお願いたします。

文化会館条例及び文化会館管理運営規則によりまして、施設使用料をいただいております。それによりまして、調理実習室でございます。午前9時から正午までの利用でしたら5,230円、それから午後1時から午後5時までの利用でしたら5,550円、それから、夜間の利用でございましたら5,550円、午前、午後と借りられて1万780円、それから午後、夜間とお借りいただきましたら1万1,100円、それから全日ですと1万6,330円という値段設定をさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館の吉田です。よろしくお願いたします。

ただいまの社会教育使用料のことで、中央公民館使用料で15万円組ませていただいておりますが、中央公民館では教室、講座や定期クラブの登録等がありまして、条例では各貸し館、教室、部屋がありますが、条例では値段が決まっておりますが、そういった登録クラブと教室、講座等では内規で減免をさせていただきます。そういった関係で、毎年の決算額は20万円弱の使用料の利用ということで、予算は今回15万円ということで組ませていただいております。

以上です。

増田委員長 単価設定していないのかな。

(「クラブ、講座は減免だけれども普通に」の声あり)

増田委員長 それ以外、対象外は貸していないということですか。クラブ以外は貸してないと、一般貸出ししてないと。

吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館、吉田です。手元にちょっと条例がありませんので、ちょっと額が…。条例の方では、調理実習室の方が午前で2,200円、午後も2,200円、夜間が2,200円ということで、料金の方は決まっております。

以上でございます。

増田委員長 さっき、それでええんかな。植田課長、何か手を挙げていたのは。どうぞ。

植田体育振興課長 コミュニティセンターの方にも料理実習室がございまして、利用料金でございますけども、午前9時から午後1時までが同じく2,200円、午後1時から午後5時が2,200円、午後5時から午後10時が2,200円ということになっております。コミュニティセンターにつきましては、市内在住・在勤者については無料で貸出ししているということでございますが、もう利用件数はほんまにないというような状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 今ご答弁いただきましたけれども、5,230円、1日借りたら、夜間まで借りられると。夜間まで借りることはないと思うんですが、例えば午前9時から、午前9時半ぐらいから調理実習をして午後2時ごろまでかかったら、1万780円かかる実態があるわけですね。今、多くの人数でそれを割ったら1人当たりの負担は軽いんですけども、今ちょっとコロナで制限はされていますから、今の令和2年の状態はちょっとさておきまして、通常にこの金額がかかってくると。今言われるコミュニティセンターのなんかもう、全然知らないという、知らないで教えてあげないと駄目だったのかもしれないんですけども、遠方であるので、やっぱりなかなか當麻地区の人はご利用にならないし、旧町時代から當麻の人というのはもう、當麻文化会館の施設を利用していると。

市内在住、市外在住、それからクラブ、講座に入っている人というのは、じゃあ當麻文化会館の場合は、クラブ、講座があると思うんですけども、當麻文化会館は、そうしたらそのクラブ、講座はもう、減免になるのかというのをちょっと教えていただけますか。

増田委員長 竹内館長。

竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長 竹内です。よろしくお願いいたします。

今お聞きいただいております文化会館の使用料でございますが、文化会館使用料並びに附属設備使用料の減免内規によりまして、減免させていただいている団体がございます。そういった団体なんですけれども、例えば市の主催行事や市の補助団体の全体行事とか、あと、今おっしゃっていただきました教室、講座でご使用になられる場合、それから定期クラブの方がご使用になられる場合は減免をさせていただいて、無料で使っていただいているところでございます。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 意見だけなんですけど、今、これをどう変えてもらわないといけないということは言えないので。こんな現状なんですけれども、要するにこれからの市民活動、今、60歳以上の方々はやはり、引きこもりをしない活動というのをこれから目指していかれるわけなんですけど、小グループであれ市民が活動する場というのが、公民館や大字の教室だけじゃなくて、市民全体、市民のいろいろなエリアから集まってされる場合、特に自分のところの公民館を使いにくいという状況の中で、調理室というのも公民館にあるんですけども、なかなかそこは借りにくいと。区長に言うのもちょっと借りにくいというようなことになれば、やはり公共の施設というのは借りやすいわけなんです。これだけの値段の差が、金額の差が使用料にあって、しかも1万円以上出さないといけないという負担というのは、やっぱりこれから考えていっていただかないといけないんじゃないかなと。北と南で非常に不公平感があるんじゃないのかなというふうに、ではもう施設が1つしかないからそっち行きなさいということですけど、やっぱり市民活動のエリアというのはやっぱり存在すると思います。ですから、ちょっとこの辺りについては、調理室、一般のお部屋はそんなことはないんですけど、今、特に市内在住、市外在住、営利目的で活動されるというのは別やと思うんですけど、やはり市民活動

をどう捉え定期クラブって何なのかと。じゃあずっと、いや、この1年間、例えば子育てのためにしっかり支援するグループがあるときできましたと。その人たち10人が寄ってそこで研究しますと。調理室を貸してほしいんです。というのは、将来、定期クラブになるかもしれないんだけど、そこをもう、その考え方というのはできないのかと。実績をつくっていく間はずっと有料でいくのかとか、そういう考え方に、ちょっと将来的にやはり、もう今は合併してこれだけの時間がたつんですから、やっぱり動くエリア、庁舎のFMの問題もありますけれども、市民の人のために動く施設というのは、市民が徒歩であったり自転車であったりというのはやっぱり基本的にあると思うので、料金の格差というのは、どっちに動くにしても、やはりこれから考えていただきたいなというふうに思います。意見として。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願ひします。

まず1点目は、歳入にこれは入ってきているのかという、令和元年9月の厚生文教常任委員会で、議第52号、損害賠償の額を定め和解することについてというのが上がってきまして、簡単に言うと、県派遣職員が勤務する学校内において、故意または過失によって違法に児童に損害を加えたため、児童に対して275万円の損害賠償を定めると。簡単に言ったら、1回市が立て替えて児童に払ったというお話というか、なんですけれども、これを当時の委員会の中でも、これはしっかりと回収させていただくと、利子もつけてちゃんと回収させていただくというふうに言われているんですけども、これは入るとしたら歳入なんかなと思っているんですけども、これが入っているのかどうか、まずお聞きしたいのが1点目。

2点目が、毎年恒例のたばこ税なんですけれども、また昨年引き続き安定の増額ということで、これは滞納もなくいいなと僕は思っているんですけど、続々と周りの方がやめていかれている中、味方も少なくなっていくんですけども、やっぱりたばこ税を納めていただいている方に、僕、毎年言っていますし、阿古市長は下に、奥に喫煙所を造っていただきましたけれども、夏はもう鬼のような暑さ、冬は極寒の中で吸っているんですけども、こういった対応をこれから取っていただくのか、たばこ税というのも目的税じゃないからこういうふうに使いますと言えないのは分かっているんですけども、そういった方々のために何かそういうような、扇風機なり何なりつけていただきたいという話をさせていただいて、この前、よその市町村、どことは言いませんけど行ったら、ちゃんと屋上に分煙できる施設をちゃんと造られてやられているところもありました。どことは言いませんけど。そのお考えをもう聞かせていただきたい。毎年聞いていますけど。

あともう一つが、これはちょっと、25ページの雑入の真ん中ら辺に公衆電話使用料というのがあるんです。この前、僕、テレビで見たんですけども、災害時、携帯電話とか使えへんときに公衆電話でピポパと押したら録音できて、ピポパと押したら聞けるみたいなのがあるんですけども、歳入で5,000円となっているんですけど、葛城市は何台ぐらい公衆電話ってあるんですかね。例えば、どこかの決まりで何メートル置きにつくらなあかんとかという話ではないんですかね。何が言いたいかという、災害時にも使えるような目線で、これ

から公衆電話を見ていただきたいなど言いたいただけなんですけれども、お聞かせください。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

ただいまの副委員長の質問の中の賠償金のことについてお答えさせていただきたいと思えます。

こちらの方につきましては、令和3年度の予算書の方には載っておりません。計上しておりません。その理由でございます。葛城市より請求すべき当人が現在、連絡が取れないということで、親族に連絡を取りまして、当人が連絡を取れるようになりましたら市役所の方に連絡をいただき、当人と面談を行いまして、返済についての協議を行う予定をしております。それで、協議を行いまして、もし仮に本人が返済に応じないというような場合は、最終的には法的な手段も予定しておるといった状況でございます。

以上です。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 災害時の公衆電話ということでございますので、私の方から分かる範囲で答弁をさせていただきます。

私もそのテレビを拝見いたしておりました。通常の電話というのは有料と。災害時に伝言ダイヤルというような形での紹介やたと認識しております。当然ながら災害時にそういった機能が使えて、家族間での安否確認というのは必要なことだという認識は当然、持っているわけでございますけれども、何分、公衆電話というのがNTTが設置されるものでございまして、法的にどれぐらいの間隔で配置するのかというのは、一定の決まりがあったように思うんですけれども、今ちょっと手元に資料がございませんので、また改めて調査をさせていただきます。回答させていただきたいと思えます。

そういった活用について、今後、災害対応ということもございまして、そういう使い方ができる公衆電話がどれだけあるのかということも併せて調査をした上で、周知を図っていければというふうに考えております。

増田委員長 たばこ対策ですね。市長か。

阿古市長。

阿古市長 法律の許す範囲内で検討していきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 損害賠償の件は、ちょっと僕、今の話を聞いてよく分からないんですけど、そういった努力で回収するんならば予算が上がっているはずなんじゃないんですかね。連絡を取れないというのも抽象的で、どう連絡が取れないか、あれとしても、前の委員会では利子をつけた額をきっちり回収するって、今現在、利子プラスでお幾らになっているのかというのを、この2つお聞きしたいのと、たばこは取りあえず一旦そういうことにしておいて、あと、何でしたっけ、もう1個、僕が聞いたの。

増田委員長 公衆電話。

杉本副委員長 公衆電話、台数とかというのは、何が言いたいかといったら、昼間とか災害が起こったときに子どもとかって携帯持ってへんお子さんとかおるときに、公衆電話って大活躍するのと違うかなと思うんです。夜とかはいいと思うんですけれども。公衆電話、確かに最近、携帯電話が普及して見ないですけれども、テレビでは、僕、ちょっと電話しながら見てたんでうる覚えなんですけど、500メートルごとに1台ぐらいはある計算になりますとか言うてはったような気がするんですよ。その辺、ちょっと調べてもう一回台数と、そういう利用方法があるということをちょっと検討いただきたいと思います。

だから、損害賠償の件だけ、ちょっとお答え願えますか。

増田委員長 石橋補佐。

石橋学校教育課長補佐 学校教育課の石橋です。

ちょっとこの場で発言しにくいんですけども、某施設に入っておられるということで連絡が取れない。ですけれども、親族に、連絡が取れるようになったら至急連絡をいただきたいということでお話をしておるということで、ご了解いただきたいと思います。

今、金額が実際、幾らになっているのかというのが、ちょっとまだ当人も話ができていないので、きちっとした数字は出ておりません。いずれにしましても、当人と連絡が取れるようになって、どういうふうな返済の方法、例えば一括なのか、分割なのか、ここの条件が決まりましたら、そういうふうな数字もきちっと出してこられるかなと思っております。

以上です。

増田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 最後、意見だけなんですけど、何が言いたいかといいますと、忘れてないよ、僕はこの話なので、報告がなかったのちょっと、ずっと覚えてたんですけど、そろそろ聞こうかなと、1年半ぐらいたったんですかね。ちゃんとやられているのは分かるんですけども、ちゃんときっちり報告していただいて、何でかといったら、委員会でもちゃんと回収いたしますと、職員で当たりますと言っていたから僕、賛成させていただきましたので、ちょっと引き続きよろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、ちょっと教えていただきたいと思います。11ページ、市税の関係ですけども、個人で6,700万円、法人で7,900万円、固定資産税で6,900万円と、それぞれ前年度から減額になっておると。コロナの影響でなっておるといふふうには思うわけですけども、この中で法人の均等割、300万円増えとるけれども、法人の個数がちょっと若干増えたということで増えてんねやろうなというふう思うんですが、その辺と、それから固定資産税で6,900万円減額になってんねやけど、コロナの影響ではなしに、どういう影響でなつて減額になっているのかということですね。それから、同じページ数のたばこ、今、杉本副委員長から話があったけれども、税収やなしに、たばこは昨年10月から税率改正になったと思うんやけど、1級、1,000本当たり県が1,000円と市が6,122円、配分がかなり変わった。3級は幾らやっ

たかなと。それをちょっと教えてもらいたいのと、一遍に言ってよろしいか。

増田委員長 はい。

岡本委員 それから、交付税の関係ですねんけども、一応、普通地方交付税9,000万円ほど昨年の予算から増えているわけやねんけども、これは合併特例債の関係で増えているんか、全体的に平成30年度からかな。かなり平成25年、26年、27年度ぐらいからずっと交付税は増えてきている。いろいろな要因があって増えてきていると思うんやけども、例えば今、9,000万円ほど普通交付税が増えとる、ところが特別地方交付税で3,000万円ほど減額になっておるということで、大体特別地方交付税の金額が分かっていて今、下げてはるのか、ちょっとその辺も含めて、取りあえず教えてほしいと思います。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問で、普通地方交付税のご質問をいただいたかと思えます。昨年の予算に対しまして9,000万円増えておりますのは、やはり基準財政収入額の方が前年に比しまして減額となってくる見込みの中から、普通交付税といいますのは入と出の差額が入ってくるものでございますので、その分、単純に増えてきているという考え方でございます。

それから、特別地方交付税のご質問であったかと思えますが、この分につきましては、補正のときもちょっと触れさせていただいたかと思うんですけども、大体経年的には実績としては6億3,000万円ほど、実績としてはいただいております。ただ国の方の説明、毎年、年明けに国の方から令和3年度の地方財政計画ということで説明いただく中で、令和3年度の特別地方交付税につきましては、例年になく厳しい状況であるというようなお話もいただいている中で、令和3年度の当初予算におきましては、減らさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 中課長。

中 税務課長 税務課の中でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問ですけれども、法人市民税ですが、令和3年度の当初予算額は、均等割、法人税割の総額で1億7,300万円でございます。対前年度比で7,900万円の減を見込んでいるところでございます。内訳といたしましては、均等割で8,500万円、対前年比300万円の増でございます。率にいたしまして3.7%の増でございます。令和3年度の課税対象の法人数は約720社で算定しているところでございます。令和元年度におきまして、2月25日現在、約30社の新規法人の開設届出の申請がありまして、ここ数年、法人数はやや増加傾向にございます。最近の均等割調定法人数は、平成29年度で664法人、平成30年度で677法人、令和元年度で696法人でございます。ここ数年、法人数に増加傾向が見られるところではございますが、予算額の大半を占める主要法人につきましては、例年とほぼ変わりなく、前年並みの予算で見込んでいるところでございます。

続きまして、たばこ税でございます。令和3年度の当初予算額が2億4,600万円でございます。対前年度比200万円の増でございます。率にいたしまして0.8%の増でございます。

令和2年度の決算見込額を参考に算出しているところでありまして、喫煙場所の制限や健康志向、また値上げ等によりまして、本数は減少を見込んでおりますが、税額は税率引上げの影響から伸びているところでございます。

続きまして、固定資産税でございますが、土地につきましては、令和2年度の当初予算額は7億1,500万円でございます。令和3年度の当初予算額は7億500万円となっております。対前年比はマイナス1,000万円でございます。

(正副委員長交代)

中 税務課長 土地家屋につきましては、令和3年度は評価替えの年に当たることから減少を見込んでおります。償却資産につきましては、コロナの影響を大きく見ております。

以上でございます。

杉本副委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ説明していただきました。個人とか法人についてはコロナの影響やということやけど、全てがそうやというふうにはないと思うわけやけども、そのことはしもて、固定資産については、要は評価替えの年やということで、家屋が大きく下がってくるということやねんな。家屋で3,800万円、前年より減額になっているわけやんな。土地も1,000万円になっとんのやけど、土地は評価替えでもそのくらい下がらんやろうと。家屋がほとんどやろうなということになっとると。一応、固定資産についてはあまりコロナの影響はないやろうと。償却資産は影響するけど。それはちょっとかなり償却資産が2,100万円ほどになっとるわけやから、全体の予算から見てそんなびっくりするほど減額になってないということやな。ところが、償却資産と法人税割で一緒にならんと思うけれども、法人税割がお金、前年度の半分ぐらいしか入っていないということで、非常に厳しい状態やわな。だんだん法人が減ってきて、合併前、法人7億円、8億円入っていたやつがだんだん減ってきて、もう3億円ぐらいになってきてる。非常に苦しい財政になってきているということやと思います。

たばこを聞いているのは、1,000本当たり、今言っているように1級で県が1,000円と市が6,122円やろうと。3級が何ぼでと聞いとるわけや。上がっているとかいうことやなしに。

(正副委員長交代)

増田委員長 森本補佐。

森本税務課長補佐 税務課の森本でございます。よろしくお願いたします。

旧3級品のたばこ税なんですけれども、令和元年10月以降は一般品と同じ扱いになりました。その前は1,000本当たり4,000円でしたけれども、今はもう、一般品と同じ金額になっております。

以上でございます。

(「金額は合うたあるの」の声あり)

森本税務課長補佐 金額はおっしゃるとおりで合っております。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

西川理事。

西川教育委員会理事 先ほどの川村委員のご指摘の件なんですけれども、教育委員会部局での、その内容について検討をいたしておるところでございまして、今後、各方面からも意見を頂戴いたしまして調整していきたいと考えております。

増田委員長 吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館の吉田です。

先ほどの川村委員のご質問で、中央公民館使用料につきまして間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。中央公民館の調理実習室・準備室で、午前が2,200円と申し上げましたが、この額が2,730円、午後で3,300円、夜間も3,300円ということで、おわびして訂正をお願いします。

増田委員長 質疑ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう、十分ご留意をいただきたいと思います。

それでは、質疑ありませんか。

内野委員。

内野委員 1点お伺いをいたします。予算概要の方に今回、令和3年度の一般会計の歳入、歳出で15億7,200万円と記載があるんですけれども、この中にはコロナ関係はじめ、また地方創生臨時交付金の関係、関連の予算も含まれていると思うんですけれども、例年ベースで見た場合、どのくらいの予算規模になるのかということと、どの部分でこの予算を縮小されているのかというところの部分と、そしてまたその根拠について、お尋ねをいたします。

(発言する者あり)

内野委員 すみません、失礼いたしました。ちょっと訂正いたします。150億と言うつもりやねんけど、150億7,200……、すみません。失礼いたしました。157億2,000万円でございます。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、内野委員のご質問でございます。当初予算157億2,000万円のうち、例年の予算規模でいったらどれくらいであるのかということのご質問であったかと思っております。

まず、157億2,000万円の中には、委員おっしゃっておりますように、新型コロナウイルス関連に関しますワクチンの接種経費であったりとか、地方創生臨時交付金に関する事業に係る経費が計上されております。主なものといたしましては、この2つを除かせていただきまして、153億円の予算規模となるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 3ページにどの部分というのがマイナス、農林商工、土木、消防、教育費と載っているんですけれども、これらの減額した根拠についてお尋ねをいたします。先ほどもちょっと言ったんですけれども。

増田委員長 前年との比較のマイナスの理由ですか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 減額の根拠というのはなかなか難しいんですけども、減った内容は見ていただいているとおり、概要で申し上げますと、歳出の、農林商工費で2億円、土木費で5億円、消防費で約2億円、教育費で9億円ですし、これを性質別で見ていただきますと、6ページにあるとおり、一番減っているところは普通建設事業費ですので、建設業の方が減ったというのが大きな理由でございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 一番大きな理由が建設事業費が減ったということで、理解をさせていただきます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、総括ということになるかならんか分からんけれども、一応、令和2年度と3年度を比較してちょっとお尋ねをしていきたいと思います。皆さんご存じのように、令和2年度の当初予算167億8,800万円、本年度157億2,000万円、10億6,800万円の減額というふうになっておるわけございまして、一応、令和2年度と比較しますと、歳入面でどれだけの減額になっておるか。市税で2億940万8,000円。これはコロナの影響、あるいはまた企業の業績の悪化というようなことでの原因やというふうに思っております。市県民税、所得割で6,700万円の減額、法人税割で7,900万円の減額。固定資産税、家屋で3,800万円、土地で1,000万円、償却資産で2,100万円の減額。また、市税以外の歳入減では、地方消費税交付金3,500万円の減額、利子割、配当割交付金で600万円の減、地方譲与税で1,401万円の減、分担金及び負担金で4,891万6,000円の減。これは主に農林商工費の分担金の1,000万円、あるいはまた民生費の4,100万円が減、諸収入で1億8,341万4,000円、主に雑入であるわけございまして。令和3年度で歳入面を見てみますと、株式等譲渡所得割交付金1,500万円の増、法人事業税交付金1,000万円。令和2年から県の法人事業税の交付金、国の制度改正によって県から一部、市の方に移行されたというのが1つの原因だろうと思います。地方特例交付金2,600万円、地方交付税6,000万円、それから国庫支出金1億8,137万5,000円、コロナ予防接種で1億7,744万円。寄附金で3,830万円、これはプラス応援寄附金ということになります。歳出面の増額ですけども、人件費8,703万9,000円の増額、扶助費で9,613万5,000円、障害者福祉費で1億2,039万5,000円。それから公債費で1億3,955万7,000円、繰出金で1億5,389万6,000円、老人福祉費で1,379万9,000円、給食で7,760万3,000円の増額ということになっております。歳出面での減額につきましては、普通建設事業費18億5,124万5,000円、それから中央公民館3億6,886万3,000円、市民体育館1億2,656万2,000円、磐城幼稚園で4億318万9,000円。こういうふうな減額になってきておるわけございまして。ほかに、小・中学校の洋式トイレ改修で1億円。農地費団体営土地改良区等で2億3,476万3,000円、土木費国庫補助金5億4,187万2,000円、非常備消防で1億9,710万3,000円。これは消防団の屯所。こういう主な減額分もあって10億6,800万円ぐらいの予算減額になったであろうというふうに

思っております。

次に、財政調整基金、令和元年度末の財政調整基金14億9,756万5,000円から7億9,000万円取り崩されて7億756万5,000円。令和2年度末の財政調整基金18億5,395万円、6億円の取り崩し、12億5,395万円が今現在の残であろうというふうに思っております。財政調整基金、前年度より1億9,000万円ほど減額になっておりますし、財政調整基金の積足し、5億648万9,000円を令和2年度で積まれたということです。この財源は、葛城広域行政事務組合解散による返還金2億4,000万円、それから未処理金1億8,185万2,000円。4億2,018万5,200円という金が入っている。また、未執行2億7,463万8,000円等があって5億648万9,000円積むことができたということが、今の財政調整基金の関係であるというふうに思っておるわけでございます。この財政調整基金については、私が聞いておるところ、また今までからいきますと、20億円を切ると硬直化が進んでいるというふうには言われております。ですから、ただ数字だけ見た場合、非常に進んできているのではないかなというふうに思っております。

性質別で見ますと、義務的経費3億2,273万1,000円が増えておるわけでございまして、投資的経費で18億5,124万5,000円が減っておると、また繰出金では1億5,389万6,000円が増やと。全体から見て、こういうようなことになっております。

市債の関係ですけれども、令和2年度の当初予算、19億730万円が市債でした。令和3年度、13億8,740万円で、5億1,990万円が減額になっておる。ところが、全体予算から見て10億6,800万円の減額に対して、起債が5億円余りしか減っていない。これは何やと。私は思いますのに、起債というのは決まっていませんけれども、大体補助対象事業、俗にいう補助裏を起債対象にするのが、私は基本じゃないかなと思っております。しかし、令和2年から市単独事業、200万円、600万円というふうな起債が増えてきている。これは何が原因かというたら、やはり財政が非常に厳しくなっているという表れではないかなというふうに思っております。それで、今後の財源確保の見通し、どういふふうに見通しを持っておられるのかということをお教えいただきたい。

それと、今、経常収支比率、令和元年度で98.2%。一応令和2年度末というのか、これで幾らになるのかというのと財政力指数、それから公債費率も含めて教えていただきたいというふうに思います。本年度の期末と新規事業ということをおられるのは、新庄小学校の学童保育、建設事業費が2億9,461万3,000円。それからコロナ関連で約2億円が通常の予算から見ているのではないかなというふうに思っております。先ほど言いましたように、特に人件費8,700万円、今年増えてはいますが、毎年毎年増額になっておるわけでございまして、会計年度任用職員の適正な配置ということも検討する必要があるのではないかなと。人事課の配分する中で、人事管理が的確にできていないように思われます。

組織の機構改革の中で、特に入札の問題、不調が非常に多い。私は、前にも言いましたように管理課をつくってはどうかという話をしております。管理課で入札業務を充実させて、発注の仕方、例えば土木工事、公園工事等では各々の考え方にばらつきがあるのではないかなというふうに思っておりますので、統一した考えを示すべきではないかなというふうに思い

ます。また、特に建築関係では各課で現場管理をしているというのが現状であると思います。しかし、職員は、失礼な言い方をするけれども、経験不足が多い。そやから、きちっと管理ができていないのではないかな。建築設計事務所に、言葉は悪いですけども丸投げになっておるような状態ではないのか。それと、不調が多いというのは、担当と現場管理者、設計監理者の人との打合せの中で、回答がなかなか返ってこない。これは葛城市の土木であろうが建築であろうが、そういう風潮が流れている。そういうようなことで、1つは不調が多いというふうに思います。ですから、やっぱり……。

(発言する者あり)

岡本委員 それで、例えば建築専門職、3人程度おられると思います。土木、農林技術職、七、八人いてると思います。大きな、特に建築が大きな工事をする場合については、建築の専門の職員を、準備室みたいなのをつくって1つに固める。そして、現場の監理・監督もやっていくというふうな方法が取れば一番ええの違うんかなということで、今後、そういうような考え方を持っておられるのかもお聞きをしていきたいと思います。

次の……。

増田委員長 3点の質問でお願いできますか。まとめて、まず、財源の確保のお話がありましたので、まず、1点。それから指標に関するコメント見通しもありましたが、それはいいですか。収支比率等々の見通しについて。それから、部署の在り方について、今後の部署の在り方、あるべき姿について、3つお願いします。

溝尾副市長。

溝尾副市長 簡潔に答えるので、足りなければまたご質問いただければと思います。

まず、財源確保についてですが、今回、取り組んで一番効果があったと思うのが、国の3次補正をうまく活用したことかなと思っております。前回にご審議いただいたものにも結構、前倒しの事業をやらせていただきましたが、前倒しでやりますと補助が例えば2分の1で、裏の予算債も100分の57で、実質4分の1ぐらいの事業費で、しかも一般財源はないというふうなものができますので、当初予算に上げるべきものを前倒しで、国の予算を活用できたかなというので、コロナで財源が厳しい中、前年度より財政調整基金を取り崩す額が減ったというのは、それが1つ大きいかなと思っております。

来年度につきましては、税収はなかなか難しいとは思いますが、来年のコロナが明けたときに、回復なり、さらに伸びるなりというふうに、人口が増えればもちろん増えますし、企業誘致をすれば企業も増えますし、固定資産税も増えますし、税収についてもしっかり確保していきたいと思っておりますし、ふるさと納税で寄附金というのもどんどん活用して、いろいろな財源確保に取り組んでいきたいと思っております。

2点目ですが、率については基本的に決算で出るものなので、見通しというのはなかなか難しいんですが、それを見通すというのはちょっと酷なので、決算の、今どうなのかというのはお答えできますが、今後どうなるかというのはちょっと、お答えは難しいかなと思っておりますので、いや、今のでいいんだというんだったらまた、今のでまたお答えさせていただきます。

3つ目の部署につきましては、来年度については室として、コロナの対策室と待機児童の室と、あとは庁舎の室と、3つ大きくつくらせていただいております。庁舎の関係で、ある程度の集約化ができた際には、二重になっているところなどが充てるところがいっぱいできるところとかもありますので、管理課というお話もありましたし、監査委員の方をしっかりと分けろというご意見もありましたし、その際にはいろいろ検討できるかなと思いますので、ちょっと来年度については難しいですが、庁舎の再編の際にしっかりと考えたいと思っております。答弁漏れがありましたら、また答えさせていただきます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長に答弁していただきました。私、副市長に答弁してもらうつもりはなかったわけやけど、おっしゃるように副市長、総務省から来られているねんから、今、国の3次補正とかいうような分については非常に尽力していただいて、いろいろな形で支えてもらっておるといふふうに思います。ところが、やっぱり副市長が帰られたとしたら、職員としてどんな形で国と折衝していくんかということやないと、今、副市長がおっしゃるように、補助金をうまく活用しようと思ったかて、なかなか人脈がない。そやから、副市長おっしゃっていただいていることは私はよう分かっていますよ。だから3次補正があかんとかええとか、そんなことを私は言うてるつもりはないので、これはありがたいことやと思います。ふるさと納税についても、副市長が来られて急激にぼんと上がってきた。これもありがたいことやと思っています。それはいいんですけれども、今後の見通しは難しい。口で言うようにはいかんと思う。しかし、私は何を言いたいかというたら、ずっとここ10年余り企業誘致、企業誘致と皆言うてきてはりますやん。どれだけ企業誘致できたか。もっと悪い言葉やないけれども、この場所がええと思って来てくれた企業は何社もあります。しかし、市なり、窓口になって来てくれた企業、何社あるか。私はゼロに等しいのではないかなと。地元企業、寺口に行かれた梅乃宿は何ぼかあったのかもしらんけれども、ほかほとんどない。だから、本当に、今、副市長おっしゃるように財源確保していこうと思ったら、やっぱり人口を増やすことも大事か知らんけれども、すぐに入ってくる財源を確保する。これがやっぱり一番、私は早道ではないかなというふうに思うので、何も理事者ばかりにせえというのやなしに、議員も含めて、職員も一緒になってそういうことをしていく。

県に私が行ったときに、岡本さん、やかましく企業立地来るけれども、うちからこういう企業があります、ありますと言うたって、1つも返事が返ってけえへんのが葛城市。岡本さん、何で1人やかましく言うてくんねんという話もされました。せやから、やっぱりもっと県とも連絡を取り合うた中で企業誘致をやっていただいたら、私はもっと財源、楽になるの違うんかなというふうに思うので、あえて、根性悪いのか知らんけれども、今後の見通しということで聞かせていただいたということでございます。

ちょっと、副市長の答弁ということはやりにくいので、総務部長、ここの代表で、この人に言うてもうたかて、言うたら怒られるけど、何年いてくれはるのか知らん、いてくれてはるときはええがな。国からもって来てくれはるけど、もし帰らはったら、ここにおるもんが

行かなあかんねんから、ちょっとあまり副市長に答弁してもうたら、ちょっと具合悪いのでちょっと吉村部長、どうですか。

増田委員長 総務部長。さっきの部署のことも含めて、部長としての見解で結構です。

吉村総務部長 副市長が答弁した後で部長の私が答弁するのも何かと思いますけれども、ご指名でございますので、私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。

確かに委員おっしゃるように、企業誘致を進めることで取りあえずの財源が確保できるという面もございます。ただ、もう1点、どういった企業に来てもらうかによって、今後の見通しもなかなか立ちにくい部分もございますので、1つの方法としては、企業誘致もあり得るのかなど。先ほど副市長の答弁にもありましたように、当然ながら国の補正予算を積極的に活用するというのも1つでございますし、ふるさと納税の推進ということで今年度4,000万円の目標を掲げて、職員がチームをつくって、返礼品の創出ですとかPRに力を注ぐといった内容も聞いておりますので、そういったことで職員一丸となって歳入の確保に努めたいというふうに考えておるところでございます。

先ほどもありましたように、指標についてはなかなか、見通しというのが難しいところではございますけれども、会計年度任用職員の期末手当等の平年度化に伴う増も見込まれますので、そういったところできるだけ経常収支が上がらないようにというふうな観点で、今年度の予算の査定も課員一同、一緒になってやっていただいたところでございますので、今後も引き続き、そういった経常経費の削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

最後、1点、入札で不落が多いということと、それから建築の技術職が不足しているのではないかとございまして、確かに不落が多少多かったというところで、発注の仕方ですとか仕様の内容といったところを再度精査するという、それから、今も建築の技術職が都市計画課に配置をされておるわけでございますけれども、そこに相談をかけて、いろいろな修繕等も相談に乗っていただいているというような形でございます。できましたら、建築の技術職を当然ながら募集をして採用していただければ、少しずつではございますけれども、そういった技術職の育成もできるのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 部長からも答弁いただきました。なかなか将来、先の見通しというのは難しいのはよう分かっているんで、まず、例えば入札の問題についても再度調整するということをやられているので、一応そういうことを守っていただきたいなというふうに思います。

その次、行きますわ。

増田委員長 まだありまんのか。

岡本委員 まだありまんがな。2つ、3つかな。

増田委員長 なら、ちょっと1回お座りいただいて、ほかの人、なかったら続けてやっていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 時間が来ておりますので、1つ、2つぐらいでちょっと止めたいと思いますけれども、1つは、今回の予算を編成するに当たって、市長としてどういう思いでこの予算を組まれたのかということをお聞きしたいんです。これはもう市長にお聞きします。と申しますのは、市長が1期目のときに、予算の概要で私、新しい取組だなど思ったのは、平成31年度、令和元年度ですけど、予算案の概要に新しい章をつくりまして、災害に強いまちづくり事業一覧ということで、災害に強いまちづくりを今年度の予算で重点的にやるんだとおっしゃいました。これは力強い表明だなど私は思いました。また、昨年度はさらに新しく加えた第7章には人口5万人チャレンジの主な事業ということと、それから災害に強いまちづくりということで、この点についても市長の思いを感じる予算編成だなど思いました。ところが、今年については、予算の概要にはそれがありません。また5万人チャレンジについても、施政方針などで見ましてもないわけですね。どういう思いで、市長として2期目に当たって、こういうまちをつくっていききたい、だからこの予算だと、どういう思いでつくられたかということをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は、先ほど出ております葛城市の財政の硬直化の問題です。私は今年度の予算、よくまとめられたなど感心しております。と申しますのは、施設は全て維持しております。合併しても合併前からの施設、全て維持しております。それから様々な住民給付も切り下げておりません。本当によくやってくれていると思います。もう、ほんまに目いっぱい厳しい中でこういう予算を組んでいただいていると。住みやすいまちをつくるという市長の思いだろうと思いますけれども、しかし、もう、経常的な支出はもう、どんどん膨れ上がる。経常的な収入はなかなか上がらない。この中で、将来にわたって葛城市はどうなるのかという不安があるわけです。だから、我々は議会の中でもいろいろ厳しい質問もし、私は私なりに入札契約改革による行財政改革の推進をやって、公共調達、30億円ぐらいあるわけですから、何とか無駄をなくしてほしいと。そういうことを含めて、将来にわたって財政の問題で、ここの予算、どういう思いがあるのか、将来について。今、確かによくやりましたよ。でも、将来にわたってこういうことができないわけですから、新たな種をまいているのかどうか。新たなことをこの予算の中で取り組もうとしておられるのか。そのことについて2点お聞きします。市長にお聞きしたい。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 大きな質問、誠にありがとうございます。施政方針演説のところで大体の部分というのは述べさせていただいたという認識を持っております。昨秋の10月に市長選挙という洗礼を受けまして、市民の皆様方と色々なお約束をいたしました。その中で、キャッチコピーといたしましては「5万人チャレンジ」という言葉を使いましたけれども、根底にありますのは、「市民第一のまちづくり」でございます。市民第一のまちづくりをすることによって、ここは住みやすいんだということで人が集まってくる、そういう活気のあるまちづくりを目指しますよというお話をさせていただきました。ですので、今回の予算の編成に当たりまして、まず、その部分につきまして7つの分野、分けておりましたので、その分野についての予算付けをさせていただいたところでございます。

委員がご指摘のように、私自身は葛城市の財政が将来にわたって安定したものであるという認識は持っていません。いろいろな場で申し上げていますのは、財政の硬直化が起きているということは申し上げております。いろいろな指標がありますので、その指標の中で、すぐに葛城市がどうのこうのというようなことはございませんけれども、将来的な危惧というのは持った中で取り組んでいくということが一番大切だと思っております。

その中で、これは令和元年度の決算のところで見ただけでしたら分かるんですけども、住みよいまちづくりをいたしますと非常に活気が出まして、税収は実は伸びてきていたんです。市税の部分においては全ての部分が伸びておりました。固定資産税もそうですし、法人市民税もそうですし。ですので、税収というのは伸びてきておりましたけれども、今回、大変な状態が起っております。コロナという新たな要因が入ることによって、先ほど、岡本委員が熱弁をさせていただきましたように、税収の部分だけで2億940万円、5%の市税の減少を見込んだ中での予算編成をさせていただきました。これはあくまで見込みでございますので、もしかしたらこれよりかひどくなることもあります、かなり厳しい目を持って税収の減を見込んだつもりでございます。

その中で、支出の部分におきましては、義務的経費の部分におきまして3億2,273万円の増を見込んでおります。これは昨年度に比べての増の部分でございます。人件費、扶助費、公債費も、先ほども岡本委員がもう数字を述べられましたので、あえて重ねて申し上げることはございませんが、トータルでそれだけの支出の増を見込んだ中で、なおかつ財政バランスを見ております。その中で減収になった部分におきまして一番大きかったのは、緊急防災・減災事業債事業で膨れ上がりました令和2年度の事業費が約18億5,000万円、55.8%の減という事業立てをしておることによって、バランスを取らせていただいたわけでございます。

この感覚といいますのは、例えば岡本委員おっしゃいましたように、今回、広域組合がなくなることによる基金の戻りの2億4,000万円であったり、一般会計に繰り入れました1億8,000万円であったり、それとは以外に積み上げました2億円ほどの金額であったりとかいうものがございます。最終的に令和2年度の決算を迎えなくてははいけません、この時点で考えますと、まず20億円はクリアできるであろうと、財政調整基金ではクリアできるだろうという感覚を持っておりますが、最終的に基金を減らさないような行政の姿にすることが最終的な目標であると感じております。そのために税収がさらに増えるように、支出を抑えられるように、あらゆる観点から分析を重ねて行政運営をしていきたいという思いでございます。

以上、もし抜けておりましたら、またご質問していただければと思います。

増田委員長 溝尾副市長。

(「市長の思いを私、聞こうと思っているんですけど」の声あり)

溝尾副市長 概要については我々でつくっております、もちろん市長にも見ていただいておりますけれども、我々でつくっているものでございますので、ちょっと市長に何でなくなったんだと言われてもお答えできないかと思っておりますので、我々の方で資料の種類を減らそう、ペーパー

ーレスというのもあり、いろいろな検討の中で削除させていただいたということでございます。

増田委員長 7ページどうしたん。

谷原委員 7章の今年の予算はこれだというまとめを。

増田委員長 それが省かれているということか。

谷原委員 何で今年省いたんですかと。せっかく1年、2年とやって。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 表記の仕方はかなり変化を、事務方の方でしたみたいでございまして、基本的に根底に流れているものは全く同じでございます。災害に強いまちづくりという項目も、今回の令和3年度の事業の中にも取り入れておりますし、基本的な考え方は市民第一の住みよいまちづくりの中で、1つの分野分野の表記の仕方が変わったということでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 単なる表記だったのかと、ちょっと拍子抜けしたんですけども、実はこれは非常に、2年前もこの面で予算特別委員会の中でも議論になりましたし、重点だということで理解していたので、ちょっと今回、抜けたということで、これは何か考え方の違いがあるのかなと思ってお伺いしました。つまり、市政の重点をある程度、皆さんに分かってもらうという形で、これまで取りまとめられて、市長もその面でそういう方向でやるということで市民にも訴えられたというふうに理解してましたので、その点で、ちょっと単なる表記のまとめでそういうふうにしたんだということで、それはそれとして、そういうお答えですので、結構です。

市民第一のまちづくりということでおっしゃいました。私はそれが基本に、根底にあるんだろうと思います。それについては先ほど私、最初に評価させていただいたように、それは、今しっかりと維持されたんだろうと思います。何らこれまでの行政の水準を落とすことなく、それなりに市民の様々な活動を支えるような予算付けになっていると思います。公共料金を上げることもしていませんし、施設を潰してその施設が利用できなくなるようなこともない。全て抱えているということで、よくこういう予算が組めたなど逆に感心しているようなところなんですけど、令和2年の第4回定例会、12月に開催されました。阿古市長が当選されて、私は市長の施政方針を、広報に掲載された内容で、7つの柱というふうに今もおっしゃいましたけれども、それについてちょっと質問させていただいた中で、全国で31位と評価された葛城市の住みやすさを引き続き維持し発展させたいとお考えですかとお聞きしたときに、答弁の中で、数字を目標にしているわけじゃないと。やっぱり市民第一のまちづくりをすることによって、最終的にその評価が上へ向いていったらいいんだと、今、答弁されたとおりのことです。その続きに、こういうことをおっしゃったんですね。ある種、今は全国レベルの31位、近畿で2位という住みやすさというのは、ほぼ、葛城市の財政力も含めまして、いろいろな条件を考えますと、ベストの状態に近いのではないかという認識を持っております。つまり、なかなかこれ以上ということは難しいと。現状維持できれば、今現在かなり住みやすさブランドというのでできつつありますので、そのブランドを浸透させる意味

においても、今の水準を維持していきたいと思います。

私、これを聞いたときに、だいぶ守りに入ってはるなというふうに思ったんです。でも、守ろうと思えば、私は、今の数字を維持するためには、先ほどあるように経常収支比率がどんどん上がっていくわけですから、つまり義務的経費がどんどん増えていくわけですから、ここにどう切り込むようなことをこの予算でされたんですかと先ほど聞いたんですけど、具体的に将来にわたってこういうところ、どういう種をまかれたんですかと聞いたけれども、ちょっと答えがなかったので、やっぱり経常収支比率、財政硬直化している認識があるわけですから。つまり今は全部出しているわけですよ、しっかり。だけど、それは早晚どうなっていくかということをお聞きを皆さん、議員でも心配されているからいろいろ質問をしてきたわけですから、今度の予算においてどういうことをされたのか。その改善、経常収支比率を改善するためにどういうふうな予算をこの中で取られたのか、このことについてお伺いしたいと思います。

増田委員長 質問が抽象的過ぎて答えにくいと思うんですが。

溝尾副市長。

溝尾副市長 お金の話だと思いますので、私の方からお答えさせていただきます。

国の補正を活用したというのも申し上げましたが、今年度1年間で大きく変わったと思うのが、最初は総務財政課だけが財源のことを考えておりました。職員の中でも。事業課は歳出のことをメインに考えて、財源については総務財政課というような雰囲気がありました。私が来てから、事業課でもちゃんと財源を考えなさいと何度も何度も研修もいたしましたし、決裁を持ってきたときに、この財源何ですかというふうな質問をして、答えられなければもう一度出直してくださいというふうにして、今では、特に建設課なんかは非常に有利な財源、交付税措置のあるような財源を自分から見つけ出したり、こういうのを使えると思います、どうですかとかいうふうな、聞いていただけるようなレベルまでなっております。これはもう、種をまいたということになっているかと思えます。

岡本委員も、公債費、起債が増えているじゃないかというようなご指摘もありましたが、今の足元でいうと、率もそんなに高くはないので、昔よりは。むしろ、今チャンスではあります。投資をするチャンスではあります。起債というものは借金というイメージもあるかと思いますが、世代間の公平、10年でやれば10年の人たちが払うもの、1年でやれば、一般財源でやればその年の人たちが払うものというもので、公平性というものもありますので、むやみに起債を増やせばいいというものではありませんが、起債については大きな武器として今後活用しなさいというのはこの1年間でやってきたと思いますので、そこは非常に種をまけたと思います。

ただ、財源というものは、起債の交付税措置の交付税だけではないので、やっぱり税収だったり、ほかのものにもやっていかないといけないと思います。それについては、ふるさと納税だったりというのはもう種もまいてありますし、経常収支比率について皆さん、非常にご心配いただいておりますが、市長からもさっきありましたとおり、経常収支比率についても大事ですが、基金の額が、年度年度で増えたり減ったりというのはあると思いますが、ト

一タールでいうと大きく減らないという財政が一番大事なのかなと思っております。そういう意味では、少なくとも来年度、ここ数年については、ある程度の財政運営ができていますのかなと思っておりますので、種という意味では今、これぐらいになると思いますが、答えになっていますかね。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。財源の問題は大事な問題、要は私は入りと出だと思っているんですよね。だから、入りについてはよく努力されていると。今おっしゃったことが定着して、しっかりと補助裏が取れるというか、あるいは財源を見越してこうした事業を計画していく、もっともだし、ふるさと納税の取組をされているのもよく分かるんですが、出ですよ。出についてどうなのか、これはファシリティマネジメントということが議論されているのもそれだと思うんですけどね。その見通しがちょっと、どうだったかということがちょっと分からないので、確かによくやっていただいているのは分かるんですが、市民に負担を負わせることなく現状維持しつつ、行財政改革をどうやっていくかということを単純に聞いたかったんです。つまり、無駄を省くという取組はどうされているんですかということ、端的に言えば聞いたかったんですけど、もう最後ですので終わっておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 3ページの歳出を見せてもらって、当初から思っています。今年の予算はほんまに安全運転であって冒険がないと言われたらそうではないかと。おおむね農林商工費41%減とか、土木費23%減とか、消防費は25%減、教育費は軽く34%減と、数字だけ見ていたらその部分が軽く見ているんかじゃなく、前年度から教育についてはいろいろな施設の建て替えやら、そういうので自動的に減る年であると。軽く見ているというわけじゃなく、健全な形の中で、財政健全を主に見られたんかなと。また、コロナ禍の中で、あと増えている部分というたらコロナの対策関係が増えていると。だから、財政面では健全な方向に向けようとされていることは分かりますねやけど、あんまり健全過ぎて攻めないというふうな、攻めるような予算があまりないというところへ、5万人という構想も含めて、若干そういういろいろな市長の思いの考え方で、停滞する部分が出てくるんじゃないかなと。

まず、財源的には健全財源というのは必要ですけど、その辺の中で、一般会計、今年の予算で、攻める部分については補正とかいう方法もあると思いますが、どうかその辺で、そういう意味でされたんじゃないかなと思っておりますが、意見が違ふようやったら違ふとかということで、ちょっとお教え願いたいなと思っております。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 基本的に攻めるとか守るとかいう感覚は実はございませんで、状況をどのように分析するかというのが一番頭の中にあつたことです。といいますのが、昨年1月31日に奈良県で初の感染者が発生して、28日でしたか。1月28日ですが、発生してからこの1年間は本当にコロナとの闘いがずっと続いていまして、それで、それがこれほど長くなるとは実はそのと

きには感じなかったんですけども、それがずっと続く中で、その部分のウエートというのがやはり、行政の中での変化を持たず、ある種、修正をする作業というのが非常に大切やと感じた1年でした。ですので、当然のことながら今回、税収の部分について、入りの部分についても、減額の部分をかなり見ている。それと出の部分についてもコロナ対策費で3億、4億円を出しながら、ほかの部分で、その中でといいますと、決して攻めていないわけやないんです。細やかなサービスは新規事業の中で従前のものに付け足してやってきているんですけど、そんなに大きな、目立つ大きな金額ではございませんので、そう感じられるのかもわかりませんが、生活者に密着したサービスを選んできたつもりなんです。

それで、委員がご指摘のように、また先ほどもご指摘のように、いや、これからという部分につきましては、今、いろいろな形で、委員会でもたいろいろ相談をさせていただいておりますので、1つは庁舎の問題、もう一つは待機児童の問題、大きな問題をまず解決しないといけないという認識がございますので、もし、ある種、いろいろな姿が明確に見えてきましたら、おっしゃっていただいております補正予算という形を取らせていただけるようなタイミングがあれば、ありがたいと感じておるところなんです。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 市長の考え方、大体私が申し上げたような感じやなというふうな感じやと思いますが、ただ、歳出全体に見たら確かに、今まで膨れ上がってその事業が終わった部分が主に減っているということやから、これは別に消防を押さえつけているとか、また、教育を押さえつけているとかいう意味じゃなくて、元の状態に戻しているというか、まだ戻し足らんぐらいのところでは財源をきちっと確保されようとしてされていること自体がこれで見えるわけですねけど、ただ、市長も先ほども答弁でおっしゃったように、やはり市を活発化するときのタイミングも含めて、また今、答弁されて、當麻庁舎の事情も、市民が喜ばれる状況に考えていくということもお金のかかることもあるやろうし、またいろいろな問題、急遽出てくる問題があると思いますけど、そういう部分が後からまた議会とあれした中で、積極的なところは積極的に持っていくという形でやってもらいたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 それでは、私も聞きたいところは谷原委員であったり、今、西井委員に聞いていただきましたので、ただ、ちょっと重複するかもしれないんですけども、阿古市政の2期目の政策というところで、当選直後の新聞記事においても、市長の発言として、4年間でやるべきことが明確になっていると。これから具体的な作業にかかれるというところだった発言を聞かせていただいたわけなんです。ところが、予算からはちょっとあんまり見えてこないんじゃないかなと。施政方針に全部書いてあるというふうに市長、おっしゃられるんですけども、私、比較していくと、ほとんど変化がないといいますか、むしろ減っていることの方が多いなというふうに感じたわけでございます。

ちょっともう一度、重複するかもしれませんが、阿古市長の考えられている4年間でやるべきこと、特に具体的な作業というふうにおっしゃられていますので、具体的な作業というのを教えていただきたいと。これはもう、市長の口からお聞きしたいなというふうに思っております。

もう一つ、質問なんですけれども、私、衛生費のところはかなり市長に対して失礼な口ぶりだったかもしれないんですけれども、もう少し利権のことについて突っ込んでいただけないかということをお伝えさせていただきました。先ほどの紹介させていただいた新聞記事の中で、1期目の4年間の取組の中で、利権の関係を断ち切る作業をやってきたと、過去の整理の部分はかなり終わっているというふうに記載されているわけです。であるならば、市長が考えられている2期目も、今回の施政方針の中でも掲げられております利権政治からの脱却というのは、どういうところを想定されているのか。踏み込んで市政検討委員会というのはどういう場合に今後諮問されていかれようとしているのか、ちょっとその辺、教えていただけますでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

増田委員長 当初予算とだいぶ離れていますけれども、阿古市長、よろしいですか。

阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。いろいろなことを話しさせていただけるのかなと思って、非常にありがたい質問やと思っております。

当選したとき、その後いろいろな新聞社、マスコミ等から取材を受けました。その中で、過去の4年間とこれから2期目の4年間についてのお話をさせていただきました。そのときの表現がそれであったと思います。過去の4年間といいますのは、いろいろな整理をしないといけない部分があったというのが、時間的にもある程度取られました。ただ、それだけやってきているんじゃないで、やはり、公約の市民第一のまちづくりを入れてきました。ですので、そんなにはそれが目立たなかったかわかりませんが、着実に歩んできたのが、ある種、今の葛城市の住みよさブランドにつながってきているのかなという思いもあります。それをさらに進めていくというのが一番の課題やと思っております。そのために考えていけないといけないのは、先ほど、1つは財政の問題。行政サービスをこれから続けていくということは大変なことです。経済成長が続いていっている時代ではございませんので、その中で税収を確保して、当然、税収が確保できなければ豊かな行政サービスはできませんので、ですのでその部分についてはある種、硬直化したものを打破する作業、財政の問題に取り組むという、それが今回、今、相談をさせていただいております1つは、庁舎の問題も含めた中での考え方です。

それと、もう一つは、子育て世代を誘致する政策を取ってきました。その中で、やはり待機児童の問題、この議会でもいろいろご心配かけまして、いろいろご質問をいただいて、まさに考え方は同じでございます、やはり来て、そして暮らした人が、本当に葛城市、いいですねと感じていただけないと、今の時代というのはもう、ネット社会ですので、変な宣伝は要らないんです。葛城市に来てくださいとって大広告をぶち上げてやっても、来て失

望されてしまうと、いや、来たけどあきませんでしたと言ったら、その悪評の方がさっと広がってしまう。ということは継続的なんですね。ですから、継続するためには内容を充実させないといけないということなんです。

ですので、今の待機児童の問題は過去の4年間の中で継続的に取り組んできました。これが今回、対策室、別部門をつくるまでようやく来ました。従前はそれをつくらない体制の中で検討させてきたんですけど、いよいよそれが具現化できるタイミングになってきた、もう仕事量としては圧倒的に多くなってしまいますので、その辺の実現を早い段階で、目標年次を言いますと、できる、できんという話になると思いますけれども、最短の時間で準備をしたいという思いです。

ですから、1つはやはり入りと出の問題、それと、もう一つは、そのためには住みよさを、ある種、やはり生産年齢人口といいますか、その年代をいかに増やしていくのかということが大切な作業やと思っております。ですので、大きな方針としては、4年間、過去の4年間の後半の2年間とは変わっておりません。

安全対策もその1つです。そんな危険なところに人は寄ってきません。こんな言い方をしたらちょっとあれですけど、大災害があったときに家が一瞬のうちになくなってしまうようなところでは人は3,000万円、4,000万円という投資をして来ていただけることはありませんので、安全対策は住んでいただいている人にとっても大切なんですけれども、やはりこれから来ていただけるという、来てくださいと大きな声で申し上げられるためにも必要な作業やと思っておりますし、全てそのような計画のもとに進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

(「市長、利権政治と市政検討委員会」の声あり)

阿古市長 市政検討委員会、これはいろいろな、過去の4年間、ありました。それで、いや、そのときそのとき、これは予算特別委員会の席でも申し上げたかもわかりませんが、そのときそのときの行政が判断されたことというのはそれなりの、私は理由はあるんやろうと思うんです。それが結果的にいろいろなものがつながっていたとか、いや、結果的にどうやったとかいうのは、これから未来の人が判断するべき問題やと思っております。そういう意味において、私ができる範囲の中でいろいろな、入札のことでありますとか、いろいろな改革をやってきたということです。そういう部分においては、100%とは言いませんが、かなりの部分の改善はできたのかなと思っておりますので、そろそろもう、前向きにいろいろなものに注力していきたい、力を注いでいきたいという思いが強いです。決してこれからもそんなことは、何といたしますか、悪いことが起これば当然、指摘を受けて、私自身が受けますし、改善は続けていく思いです。でも、今現在、問題があれば、市政検討委員会も相談させていただいた中で運用できたらなという思いでいます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 ちょっと私、1個目の質問に関しては理解しました。市長の思いもよく聞かせていただいたので納得いたしました。今回の予算も本当によくまとめられているなという思いをしております。ただ、2つ目の利権政治からの脱却の部分に対しては、やはり、私と市長の間に非

常に温度差があるのかなというふうを感じるわけなんです。また市政検討委員会で何か問題が起きればというふうにおっしゃっていますけれども、実際に物すごい金額の随意契約から入札における金額差の開きが生じている。そのことに対して、もし市長が一度でも市政検討委員会に諮問をして検討してみると、検証してみると、その上で何も問題ないのであれば、私もそれ以上、その部分について何か言うつもりはないんです。ですが、何回質問しても、いずれの契約もそれぞれに検討を重ねた結果、最適な方法を選択した意味のあるものと判断しており、市政検討委員会の検証の必要には及ばないというふうに言われてしまうと、そもそも市政検討委員会の市政全般という範囲はどれだけなのか、それを取り上げる、取り上げないというのは一体誰が下すんだろうというところがあるわけですよ。ちょっとその辺だけもう一回、前向きな答弁をいただけたら、私、それでもう納得しますので、ちょっとそこだけ、もう一回、検証を一度してみるとか、前向きにちょっとご発言いただけませんか。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 私の思いは正直に、先ほどお伝えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 委員長、いいですか。

増田委員長 はい。

梨本委員 休憩をお願いしたい。修正案を出したいので、休憩をお願いしていいですか。

増田委員長 いやいや、ちょっと待ってよ。今、総括質疑の最中ですので。

梨本委員 ちょっとだけ、暫時休憩をお願いできませんか。

増田委員長 いやいや、それは。こんなん止められへんわ。

(「動議出すほうがいい」の声あり)

梨本委員 ほんなら動議で。すみません、動議をお願いします。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時51分

再 開 午後6時06分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

梨本委員からかな。終わったか。

ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、ちょっと繰越しについて一応、お尋ねをしていきたいと思えます。

国の3次補正、いわゆる12月以降の内示分、これは繰越しはやむを得んというふうに思っております。当初予算に計上された事業につきましては、会計年度、単年度ということやから、この原則で執行すべきであるというふうに私は思っておりますので、職員、特に管理職の皆さん方については、年度内の配分、どの月、どの時期に何をするかということ絶えず頭に置いて仕事をしてもらっておるというふうに私は思っております。ところが、繰越し

が出てくるということは、そういう意識が薄れているところもあるのではないかなというふうに思っております。また、管理職は、やっぱり職員にいろいろな指導をする義務も課されているということもきちっと頭に置いて仕事をするべきではないかというふうに思いますので、どういうふうにしたらそういう繰越しがなくなっていくかということをお教えいただきたいというふうに思います。

それから、次に、流用の問題でございます。地方自治法、目の流用というのが認められております、法的には。ところが、国の予算審議等を見ても、市町村のような節までやっていない。県の予算審議についても、そんな細部までされていないというように見ております。結局、予算規模にしましても、今年の国の予算、106兆6,000億円が国の予算です。県の予算、5,366億6,200万円が奈良県の予算です。この奈良県の予算と、今、葛城市の157億2,000万円を比較しても、率にしたら2.9%ぐらいしかない。新庄町の場合は2%ぐらいです。こんなちっぽけな予算、そやから細部まできちっと審議をやっていって、皆真剣に予算審議をやっている。そんな中で、いとも簡単にぼんと流用されたら、やっぱり我々としても、何のために年4回の議会があるんかということ、きちっと把握してもらいたいということで、私は、今後は流用しませんよということをおっしゃっていただければ、いろいろな事情があるので確定はできませんけれども、そういうふうな流用しない方法を考えていただきたいというふうに思います。それについての考え方を聞かせていただきたい。

それから、先ほどからいろいろな話をしました。助成金の問題でございます。平成16年に合併して本年、17年目に入っているわけです。団体の補助も見直しの時期に来ているのではないかなというふうに思います。今回の予算の中で聞かせていただいたときに、公園関係のため池等に対する使用料が10数か所あるように聞きました。700万円ぐらいの予算が出ているということも聞きました。

それから財政面が非常に厳しい。毎年基金が取り崩されている。副市長の話では、財政のことやなしに、起債もうまいこと利用していったらそれでええねんという話もあったから、それも分からんことはないと思いますけれども、今度、令和3年度で財政調整基金も、先ほど言いましたように12億5,395万円。財源を見て、私がみんなに知ってもらいたいのは、今入っている全体の市税、税務課に私はお願いしておきました。全体100として、新庄地域から入っている財源、當麻地域から入っている財源、どんだけなつたあねんということ、お願いしておいた。それを出してもらいたいというふうに思います。

なぜそれかいうたら、やっぱりバランスのとれたまちづくりをやってもらいたい。また、市長はやっていると思ってはると思います。しかし、私の耳に入ってくる、新庄地域の人から見たら、なかなか不満というのか、そういうふうなことを私に言われる。そういうようなことでして、何と、今、風潮として、極端に言うたら、何でも役所でしてもらわなあかんと違うんかいな、何でも役所にしてもらわな損やというふうな風潮が出てきているの違うのかということ、ある程度、それは行政でする事務は行政でしていく。しかし、地元で自分らで負担してでもやっていかなあかんということであれば、そういうふうな行政も持っていくべきやと。全てとは言わんけども、何でも行政でやっていく。これは考え方が正しいの

か。今後の財政から見ていって、こういうやり方をしていって本当にもつんかということも、やっぱり考えてもらいたいということで、やっぱりただ口で契約せえ、きちっと無駄なくお金を使ったらあかんと言うたって、現実には職員みんなでそういうふうに、これは節約しよう、これは節約しようというような形でみんなでしないと、何ぼ1つの課で節約しても、片方で出していたら何にもならん。

せやから、全体でせなあかんということやから、そういうことも含めて、今後どういうふうにしていったらええんかということも教えていただきたいというふうに思います。

3点です。

増田委員長 ご答弁をお願いします。どうぞ。

吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの質問でございます。まず、3点のうちの繰越しでございます。どうしたら繰越しがなくなるかということでございますけれども、例年、この3月議会において繰越しの承認というような形の補正予算を出させていただいておるわけでございますけれども、とりわけ年度当初に予算計上したのについてというご指摘でございます。それぞれ担当課、それから個別の事情等々がございまして、一般論で申し上げたいと思います。

当然ながら当初予算に計上したということは、その事業を当該年度に実施するんだというようなことであろうかと思いますが、予算が成立した後にはいろいろな事情が起り、やむなく繰越しするという内容でございますので、一概に全てが駄目というような捉え方をしてはおりません。ただ、ここ数年間でございまして、繰越しについてヒアリングなり査定をさせていただいて、やむを得ないものということで議会に上程をさせていただいている状況でございます。

どうしたらなくなるのかということでございますが、もう、何をおいても事業の執行管理、計画を年度当初に立てて、それに基づいて執行するという以外にはないのかなというふうに思っております。昨年度でしたか、その辺の執行管理も当然、原課でしていただくことになるんですけども、総務財政課の方からも、その都度その都度の執行状況というもののヒアリングをするというような形で答弁をさせていただいた記憶がございまして、そういった執行管理も行っている中で、突然、話がこじれたりという事情もございまして、できる限り当初に立てた計画どおりに進むようにということで、執行管理をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の流用の問題でございますけれども、そもそも地方自治法上認められているということと、それから市の予算規則にも流用することができるという規定はございますけれども、極力、法で認められた流用でございますので、一概に全てが駄目というわけでもございませぬし、そもそもの予算が、議決対象が款項というところでございまして、実際の執行に当たっては長の権限というところもございまして。そういった中で今回、たまたま金額的に大きな流用ということになったわけでございますが、できる限りそういったものがなくなるようにということで、日々努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目、ちょっと私、聞き漏らしておりましたので、新庄地区と當麻地区の税収の違いというようなことでよろしいんですかね。そもそも合併してもう、既に16年たっておりまして、新庄地区、當麻地区、それぞれの税収というような区分の仕方は一切していませんので、ちょっと今、手元に資料もございませんし、答弁は控えさせていただきます。

岡本委員 助成金の見直しは。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 失礼いたしました。団体への補助もしくは事業補助といったことかと思います。今回、予算編成をするにあたり、団体補助はどうするんだということで内部で協議をしておったところでございますが、何分急に決めて一律カットというようなこともできませんので、実際の活動状況、それから会費徴収状況等を精査いたしまして、年度末には、令和3年度の年度末でございますけれども、各団体の状況を把握した中で助成をする、しない、もしくは減額するといったような精査をするというふうの方針を持っております。

あと、もう一方、事業補助でございますけれども、当初、国の補助事業等で創設したような事業補助等につきまして、途中で助成制度がなくなったと、国の補助がなくなったというようなもので、役目が終わったもの、もしくは効果が薄いものについては、見直しをするような意識づけをしておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 部長からそれぞれ答弁していただきました。繰越しの問題についても、それは部長は部長で、今言われたような答弁しかできへんやろうとは思いますが。それは初めから繰越しするつもりでしていない、これは当然のことやというふうには思っておりますので、私は、そんな部長にどうこう言うつもりはないけれども、やはりこういうことを言うことによって、繰越しができるだけ減っていくという形を取ってもらえたら一番ありがたいなと思って、私は同じことばかり十何年言うてきたと。

流用の問題も同じことです。もちろん法的にはいけることはよく分かっています。しかし、私の言いたいのは、こないして一生懸命みんな節まで審査をした中でやってきて、いとも簡単にぽっと流用されたら、やっぱり何のために審査やってきたんかな。そういうことやなしに、いつの時期に何をするかということで補正予算も出して、やっぱり議員に説明もしてすべきやというふうに私は思っています。部長も苦労されていることはよう分かっています。恐らく部長もこの流用はあかんという指導もされていると思います。しかし、補正の事業を流してしまた、そやから流用せんと執行できませんねんということが大半やというふうには思いますよ。そやから先ほど言うたように、部長1人が頑張ったかてなかなかできへん。みんながそんな気になってやってほしいということを私は申し上げたいというふうに思っております。

最後の、別に新庄、當麻と言うつもりはないけども、やっぱりある程度バランスの取れた行政をやっていかないと、やっぱり思うのは、それは勝手ですわ。こっちが不利やとか、こっちが有利やとか思うのは勝手か知らんけども、全体を眺めてみて、職員みんなも見て、そ

んな5対5、きちっとやっています、それは無理な話。しかし、誰から見ても大体、これが公平やなというような行政をしてもらいたいというふうに思う。

特にため池の話を出したけども、やっぱりみんなこの大字も財政に苦しんでいる。私の村、9万平米、十数社の会社があります。ここで村の協議費をもらうのに、200万円の協議費をもらおうと思ったら大変ですよ。大体150万円ぐらいしか入ってきませんよ。上手の水道の原水は別ですよ。そやけど1つの池、170万円、160万円となってきたら、その辺が我々はよう分からんわけですわ。何でそうなっていったあるのか。おかしい言い方をしたら、何か憎しみを持って言っているように取られてもかなんので、そこら、わしは分からんとしゃべっとるさかい、失礼な言い方になるかもわからんけれども、仮にきちっとそれは、今、部長が言われたように、例えば補助対象事業としてやっていた。それが今、補助がなくなったというようなことでそうなるとか、いろいろなことがあるのであれば、私の言うことは無茶やと思います。そやから、そういうふうなことも含めて、やっぱり一遍にいきませんので、1つ1つ見直すべきものは見直してもらいたいということを私は言いたいから言うているだけで、その辺だけは悪う取らんと、改革をしていくという意味からして、やってもらいたいなというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 先ほど、委員から予算修正案の動議を提出する旨のお話がありました。委員会としては、修正動議につきましては、修正案の添付があれば委員1人の提出で成立することになります。修正動議が委員長宛てに提出された場合につきましては、一般会計予算についての全ての質疑が終了した後、つまり総括質疑まで行った後に、本修正案を議題とし、本修正案について委員会として審査をさせていただくこととなりますので、ご承知おきをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後6時25分

再 開 午後6時27分

増田委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど教育委員会部局に対する計画についての質疑がありましたので、その答弁を求めます。

吉井部長。

吉井教育部長 教育委員会の吉井でございます。

それでは、先ほど質問いただきました計画について、お手元に配付させていただいておりますことについて説明させていただきます。

計画につきましては、こちらの方にありますように平成31年から、記載は平成35年となっておりますが、令和5年までの5年間につきまして、全体で教育委員会部門につきまして90件、金額にしまして、総計のところでございます、21億4,568万2,000円となっております。そのうち、実施済みでございますが6件でございます、12億4,424万2,000円ということで、

残りの件数としましては84件の9億144万円となっております。この件数につきましてですが、捉え方が、施設ごとに何件もあつたりしまして難しいところがあるんですが、金額で執行率を申しますと、実施済みの分としましては57.9%の実施済みの執行率ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。

梨本委員。

梨本委員 資料提出ありがとうございます。金額においては57.9%ということなんですけれども、施設数、重複しているということもあるというふうに聞いていますけれども、90件のうち6つ、今年、2021年、ここに対しては件数がまだ記載されていないということは、されないということでよろしいのでしょうか。そうすると、本当に残りの84件、重複するにしても、本当にあと2年でやれるのかなと。どこまで進捗が遅れそうなのかという、今の段階での教育委員会の方の想定といたしますか、ちょっとその辺だけ聞かせていただけますか。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 2021年のところなんです、今のところ実施済みというところに金額が入っているんですけれども、そちらのところ2件というところが入ります。そうしますと、残りが82件というふうに変な件数となるんですけれども、できる限り目標に近づけるような形で進めていけるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 最後、意見だけになってしまいますけれども、もう私、普通に考えたら、計画をちょっと見直さないことには、残り82件を2年でというのは相当無理があると思うんですよ。ですから、やっぱり計画は計画だと。実際はそれとは違うんだということは、先ほどから何回か聞きましたけれども、でもやっぱり分かった段階である程度の修正をかけていくということをしなれば、どんどん計画と実際の差異というのが広がってしまいます。その辺だけ念頭に置いて、ぜひ、せっかくこうやって長期整備計画も、一昨年ですか、立てられたわけですから、一昨年立てられたものがもう、既にここまで開きがあるということ意識していただいて、作業に取りかかっていたいただきたいなということをお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、令和3年度一般会計予算についての質疑を終結いたします。

この際、梨本委員から本案に対し修正案が提出されておりますので、梨本委員から趣旨の説明を求めます。

梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。これから修正案についての提案理由を説明させていただきます。皆様のお手元に配付しております書類に目をお通しください。議第32号、令和3年度葛城

市一般会計予算修正案。第1条第1項、157億2,000万円を157億1,982万円に改める。第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

次のページをおめくりいただけますでしょうか。事項別明細書、歳出の方、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、7節報償費です。市政検討委員会委員報償費18万円を減額する提案でございます。

歳入の方、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、これは財政調整基金繰入金を18万円減とする修正案でございます。

この提案に関して、先ほど総括質疑の中で、私は市長に、何とかこれを1回でもいいから取り上げてほしいということをお申しました。私が今、指摘している事業に関しましては、これまで、私だけじゃないと思うんです。ほかの議員からもいろいろな、一般質問であったりいろいろな委員会において、問題があるんじゃないですかというような指摘もされてきた事業でございます。今回、市政検討委員会というのはそもそもどういふものかといいますと、平成28年度に設置された、市政全般について事業の分析、検証、精査を経て問題点を提起されるという委員会でございます。

これまで市政検討委員会については、ほかの議員の皆様からも様々な意見が飛び交ってまいりました。一般質問の場においては、ある議員の方からは、都合のいいときは市政検討委員会の議題にし、調べるべきことは1つも調べない。こういった厳しい意見も寄せられてきたわけでございます。

最近、この市政検討委員会といいますのは、以前は道の駅のことをやっておりましたけれども、最近では地方創生関係交付金事業の効果測定、評価が主となっております。そして今回、令和3年度市長施政方針の中からは、重要項目の中に、市長施政方針の中から市政検討委員会については消えているわけですよ。実際に、私は個人的にはどう思っているかといいますと、先ほどもこれを調べてくださいと言ったように、分析、検証、精査が必要な事業は、私はあると思っています。しかしながら、市政検討委員会というのは市長の諮問機関であって、市長が求めなければ問題点の提起も返ってこないわけでございます。新聞の、先ほどインタビュー記事を紹介させていただきましたが、市長は其中で、先ほどもそのようにおっしゃいましたけれども、過去の整理の部分はかなり終わっているのであれば、役割を終えたんじゃないでしょうか。

これは昨年の決算特別委員会においても、それまで54万円の当初予算が計上されていながら1桁台の執行になって、決算特別委員会の委員の方からは、そのことに対して指摘もございました。当時は役割を終えたのではないかというようなこともおっしゃられておられました。

私は思うに、地方創生関係交付金事業の効果測定、評価は、市政検討委員会でもなくてもいいというふうに考えております。その理由として、委員の1人は副市長であり、そしてもう1人は公認会計士の先生です。この方たちは事業の効果判定、評価の専門家と呼べるのではないのでしょうか。しかしながら、もう1人は弁護士なんですよ。弁護士というのは、別に効果判定、評価の専門家ではございません。であるならば、どうしても外部機関への委託が必

要だと。地方創生関係交付金事業の効果測定、外部に委託したいんだというのであれば、昨年、第2期の総合戦略策定委員会などもございました。そういった委員の方々などを選定するというやり方もあると思います。

今のところ、地方創生関係交付金事業以外に市政検討委員会の開催の予定は、初日の答弁において、特に今のところは予定はないというふうに聞いておりますので、この報償費を減額しても大きな影響は出ません。予算がついていなければ、私がこの場で、市長、これ調べてほしいんですと、検証してください、こんなことを求めることもありません。再度、市長が、何か、この事業を分析、検証、精査が必要になったと判断されたときに、補正予算、こういったことを市政検討委員会で調べたいんですと言って計上されてはいかがでしょうかということを、私は今回、提案させていただきたいと思います。

委員の皆様のご賛同を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

増田委員長 以上で説明は終わりました。

これより、梨本委員提出の修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西川議長。

西川議長 私は委員と違うさかいにということやけれども、この市政検討委員会というのを何で減額。梨本委員はいろいろと、資源ごみの入札のことでいろいろあるんやろうけれども、僕は市政検討委員会をもっと充実してもらわんと困っているわけです。というのは、はっきりと、今も言うてるように基金に1億8,000万円そこそこ積み上げて、ほんで500万円はまだやと。その間、いろいろと市政検討委員会というのは、道の駅のいろいろなことがあって、そこにも委ねながら市長、やってきはって、ほんで、今このためにやめよと言うのやったら、この部分はどないして、あつたらできるけれども、梨本委員が言わはるそのことについて、役割を終えて減額せえと言わはるけれども、そうしたら僕らがずっと表出て百条委員会でやったやつを市長に投げかけたある。その部分の市政検討委員会としてきちっとやってもらわんなん部分が、僕はあると思てんねんけれども、それもなくなると。それもなくなったらええやんということですか。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今、議長から……。

(発言する者あり)

梨本委員 いいですか。私の意見を申させていただきますと、そういった具体的に案件があって、市長が、私はこの委員会の中で聞いたわけですよ。これ、何に使わはるんですか、これ何やられるんですか。具体的な答弁がないから、じゃあ今のところは予定がないと。議長が申し入れられて、市長がそれを諮問機関に諮られるというのであれば、そのときに予算をつけて、しっかりと市政検討委員会で検証、精査やってもらったらいじゃないですかというふうに、私は考えております。

以上です。

増田委員長 西川議長。

西川議長 いや、わざわざなくさんでも、あるんやからそれで、あったら僕らはいつでも申し込めるけれども、なくしてしまうという意味がよう分からんのですよ、僕は。ただそれだけです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は予算特別委員会の中で、この件について意見を申し上げたとおり、むしろ充実させるべきだというふうな考えでおります。ただ、梨本委員がおっしゃる趣旨はよく分かります。市政検討委員会がどういう形で発足したか。それについて十分まだやり切れていない。それについて私は充実させるべきだという考えですけれども、残念ながら予算特別委員会の中では、市長としてどういう方針を持ってこれをやっていかれるかという点については、明確な答えはありませんでした。その結果、必要なければこれは廃止ということなのかもわかりませんが、私は、むしろきちっと市長に、第三者委員会ということでちゃんと委嘱した方もおられ、過去の経緯も知っている方がおられるんですから、私はそれをきちっと利用していくべきだというふうに考えるんですが、そういう考えはないんでしょうか。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 今、谷原委員おっしゃられるように、私も本当に、先ほども言いましたように、市政検討委員会で今後も検証していかなければならないことはあると思うんですよ。あると思うんです。だから、あるんじゃないですかということ私には聞いていますよ。ところが、理事者側からは、そういった答弁をいただけない。であるならばという話です。実際に、本当に私も、いろいろなことを本当に充実させてやっていただいたらいいと思います。でも、今のこの市政検討委員会の在り方は、本当に一般質問の中である議員、おっしゃられていますけれども、都合のいいときは市政検討委員会の議題にし、調べるべきことは1つも調べない。私、そのとおりやと思いますよ、今の在り方。だから、その在り方をもう一度、理事者側に見直していただいて、新たな何かこういうものをつくるのであれば、そういったところも、今は市政検討委員会の要綱もございます。しかしながら、これは結局、市長の諮問機関ですから、予算付けされているだけなんです。何かほかに法的に根拠があって存在している委員会ではございません。であるならば、しっかりと西川議長、谷原委員、おっしゃられるような、もっと幅広く、しっかりと市政全般を検証、精査していけるような委員会を提案していただいたら、喜んで賛成したいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願ひします。この予算特別委員会の流れ等々見ておると、梨本委員おっしゃるのも一理あるのかなと思いますけれども、私はもう、谷原委員と議長がおっしゃるように、やっぱりいろいろな問題、さらに出てきますと思いますし、今やっている百条委員会の問題とかも投げかけるべきやと思うんですけど、いま一度、ちょっと理事者側にお聞きしますけれども、この市政検討委員会、これらの意見を踏まえてさらに充実した委員会、さらに問題を取り上げてやっていく、もう、ほかにも問題があると取り上げていくという覚悟というか思いはあるんでしょうかね。いま一度、ちょっと僕が聞きたいので、いま一度答えてい

ただきたいです。

(発言する者あり)

杉本副委員長 聞けるんでしょう。

増田委員長 議案に対する。

杉本副委員長 理事者に聞けるって、書いてなかったですか。

増田委員長 いや、それは、理事者側からも提出者に対して質疑ができるという。

(発言する者あり)

増田委員長 理事者も提出者に対して……。

(発言する者あり)

増田委員長 行財政に与える影響など執行上の問題について委員から質疑させることに。そういうこと。財政面での、そういう。

杉本副委員長 ちょっと考えます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 私も先ほど梨本委員がおっしゃったように、強硬な発言もさせてもうた経験がございます。ただ、杉本副委員長がおっしゃったように、いろいろな問題、その部分で、1つの案件について聞いてもらわれへんから廃止しようかというより、それをもっと充実する形の中で議会で力を入れていったほうがいいんじゃないかと私は思います。ただ、その中でやっぱり市長も真摯に議員の意見を聞きながら、いろいろな形の中で調査してもらうように努力してもらいたいと。そやから、逆に18万円の予算しか出てないけど、実際、いろいろな問題がやっぱりこれから、市政検討委員会で現実、不祥事とかそんなだけじゃなくて、やはりこれからの市政をどのようにするかとかということも含めて、方向性もそこで審議してもろた結果、また議会ともその結果を討論しながらやっていくということなんやから、18万円ぐらいの予算じゃなくて、もっとほんまいうたら充実した中でやってもらうべきやと。そやから、今、梨本さんが言わはる意味合いも多少は分かりますねんけど、ただ、市政検討委員会自体が役割を終結できたのと違うかという意味までは、私自身、まだそこまでは達していないということとっております。

以上でございます。質問というよりも、思いです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議第32号の修正案に対する質疑はこれで終結をいたします。

議員間討議、希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論は、議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算及び梨本委員より提出されました議第32号に対する修正案を一括して行います。

討論はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 最後の質問、ちょっと聞けなかったのは残念なんですけれども、議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度の予算においては、令和2年10月に阿古市長の2期目就任後初めての予算となり、予算編成に当たっては、1期目に引き続き、「市民第一のまちづくり」、「子育てしやすいまち」を全面的に押し出された予算だと思います。主な事業といたしましては、産後ケア事業や新庄小学校区学童保育所施設整備を実施する放課後児童育成事業、民間小規模保育所を募集する小規模保育所改修費等助成事業、GIGAスクール構想によるICT支援員の増員を含む学校情報化推進事業、徘徊高齢者等の事故による賠償責任保険を市が加入する徘徊高齢者等賠償責任保険事業など、子育て世代の増加に重点的に配慮した、また高齢者にも配慮した予算立てになっております。また、公共交通無償化事業、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業、給食費助成事業等、昨年度に引き続き地方創生臨時交付金の諸事業も予算計上されております。

阿古市長の公約である日本一より市民第一の目線でこれら事業執行に当たりまして、職員皆さんが一丸となり、全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会とも協議を重ねて実施実行していただくことをお願いします。

また、長時間にわたり皆さん、予算審査されて、いろいろなちっちゃい声から大きい声まで、いろいろなお声があったと思いますけれども、そういう声もちゃんと踏まえて、次なるさらなる発展、今あるものをさらにどう活用していくかというのもしっかりと耳を傾けていただくよう強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

増田委員長 次、原案反対、修正案反対の方の討論はありますか。

谷原委員。

谷原委員 私は、原案に反対するとともに修正案にも反対する立場で討論いたします。

先ほど私は、非常によく、財政が困難な中で、市民のこれまでの様々な要望にも応え、公共的なサービスを切り下げることなく、よくまとめた予算だということをお話させていただきました。じゃあ、なぜ反対するのかということでもあります。政治というのは信なくば立たず、誠もそうですけれども言行一致、言ったことがちゃんとできるという信頼があって初めて我々は議会でも予算をきちっと、言葉によって質疑もし、意見も闘わせ、内容も深め、最終的に議決するわけでありまして。しかし、それがきちっと執行されないとすれば、何をやって一緒にあります。

昨年の予算、議会で議決して、その中に私が長年要望していた2つのことが入っております。1つは監査委員事務局の充実であります。そこで欠員が出たことに対して、きちっと補充することを求めました。これは1人増員していただいたんですね。なぜ私が監査委員事務局をこれだけ増員も求め、欠員に対して求めてきたかと申しますと、大きな不正が、阿古市長の前の方ですけれども、その市政の時代に大きな不正事件がございました。そのときに

大勢の職員が有印公文書偽造に携わっているわけです。処分も受けています。さらにゆゆしきことは、それを拒否して、そういう不正はできないとして大勢の方が中途退職されているんですよ。私は、極めて有能な真っ当な人が庁舎を去った無念を思っているんです。だからこういうことは二度と起こしてはならない。住民監査請求のように、大火事になって住民が住民訴訟を起こして裁判でこれが、あるいは住民監査請求が取り上げられて大なたが振るわれる前に、煙が立つときに、きな臭いときに、きちっと収めていくのが内部の監査ですよ。監査の権威を高めてほしい。私はずっと言ってきた。今現在は会社法も改正されて、1企業が不正を起こしたら、会社が倒産するんですよ。だからコンプライアンスをしっかりとやる。そのために企業はどんどん、進んで監査を強化してまいりました。このことを私は議会で訴えました。政令指定都市、中核都市についても地方自治法が変わりました。監査を強化しようと、これはもう総務省がやっていることですからご存じだと思います。しかし、葛城市はそこまで義務化をしなくてもいいんですよ。だけど、大きな不正があったから1名増員して、財務監査だけでなく行政監査もやる、事務監査もやる、そして外部補助金団体に対する監査もやる、計画的にやっていきましょうと。それが進み出したときに、非常に有能な方だと思います、産休、育休に入られた。欠員ができたんですよ。だから、昔どおりの監査に今、戻っているんですよ。

増田委員長 逸脱した討論にならないように。

谷原委員 いや、だから、これをしっかりとやるということで予算をつけていただきました、会計年度任用職員制度の予算も。ところが、執行されなかったんですよ。

もう一つあります。それは第三者委員会による入札監視委員会です。これも入札の不正が多くあったから官製談合事件があったんですよ。だから私は、入札監視委員会は、入札契約適正化法に基づく法によって第三者委員会を設置することが国の方針で定まっているわけですから、葛城市もつくってほしい。奈良県内で既に12市中5市、つくっているじゃないですかと。総務省のホームページにも毎回、各全国の市町村の状況を公表しているわけです。葛城市にない。つくってほしい。予算化されました、去年。執行されてないんですよ。

増田委員長 話、まとめてください。

谷原委員 大事なことだと私は思っていますので。これを……。

(「それはちゃんと大事や。裏金も追及せんなん」の声あり)

谷原委員 そうですよ。だから私は、監査もそうだし、入札監視委員会もきちっとつくることで予算化されたのに、なぜ執行されてないんですか。本当に大きな不正事件があり官製談合事件があつて逮捕者も出た。職員も有印公文書の虚偽記載で本当に処分もされた、やめていく職員もおる。私はそのことを思うから、このことについては根幹だと思っているんです。ところが、先ほど阿古市長、どう言われたか。それはそう時々行政がそれぞれ適切にやられたんだと思います。私は非常に大きな後退がここにあると言わざるを得ません。だから、幾らここで議論して決めても、執行されなかったんですよ。私は何を信用したらいいんですか。これだけ予算審議して、執行されない。私が一番大事だと思っていることが執行されなかった。私はそういう根本がなっていないということから反対するのが基本的な点です。

それと、もう一つあります。市民第一の市政ということであり、私は本当に、市民第一の市政ということ掲げるんだとしたら、もっと違う予算になっていたと思います。市民第一というのは、市民の声をしっかり聞くということだと思います。それは2つあります。

1つは議会の声です。議員はそれぞれ市民と日々接して、市民の代表としてここへ来られます。いろいろ意見を言います。議会に対して丁寧な合意をつくっていく。市政全体について、二元代表制の両輪として合意をつくっていく丁寧な作業が行われたのか。これが長期包括契約ですよ。ごみ処理、ごみ焼却場の長期包括契約、どんなことになったんですか。平成30年10月か11月にコンサルタントが報告書を出している。ずっと隠しておいて、そして長期包括契約の債務負担行為をやる。補正予算のときに直前になってそれを出してきた。専門的な言葉ですよ。検討できないじゃないですか。誰にも私、専門家にも聞けないじゃないですか。本当に葛城市のためにいい議論をしようと思っても、議会に対する丁寧な説明がなかったら、本当に市民第一の市政ができるんですか。

もう一つは、現場の声を聞いてほしいことです。職員は現場で日々、市民から声を聞いているんです。いろいろな問題を抱えているんです。アイデアを持っているんですよ。市長、ほんまに現場に行ってそういう声を聞いていますか。小規模保育関係の予算、今度つきました。私はこの点についても、ちゃんと議会に議論を十分持ってきてない。電気や施設、どうするんですか。A型、B型、C型、A型は保育士、全員保育士ですよ、保育士が足りないのになぜA型の保育士でいけるんですか。いろいろな疑問がある。こうしたことをしっかりと私は議論する場がないから、予算についても本当に中身があるものになっていないと思います。

幸い、最後一言だけ、すみません。幸い副市長が予算特別委員会の中で、朝礼と終礼をやっていますと、業務を把握していますと、そこに市長もできるだけ行ってもらうようにしますみたいなことがありました。私は現場の課長補佐あるいはそれに至るような人の声を聞いて、そうすれば市民の声、もっと出てきますよ。そうしたら、葛城市は子育てがいいなんていうことを、私も責任があるけれども、子育てサポートセンター、すぐれているから。でも、子育て支援センターなんて、今、若い人はそんなふうな目で見ていますか。私のところへ来ていますよ。葛城市がいいと思ってきた。全然あかんじゃないですかと、葛城市の子育て支援。だから現場の、原課の職員は知っていますよ、そういう声があるんだから。市民から聞いているんだから。そうしたら、こんな悠長な葛城市のブランドなんて、子育てしやすいブランドなんて、ほんまですかということですよ。傷ついているじゃないですか。ほんで、これでやれますか、そういうブランド化がこの予算で。私は全然違うと思いますよ。市民の声をもっと聞いてほしい。

以上をもって反対します。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

(「修正案はどないするの、修正案は何も言うてない」の声あり)

谷原委員 修正案は先ほど私、意見を述べたところです。

以上です。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は分割をして行います。

まず、梨本委員から提出をされました議第32号に対する修正案について採決を行います。

本修正案の賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

増田委員長 起立少数であります。よって議第32号に対する修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

議第32号議案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって議第32号は原案とおり可決をされました。

以上で本日の審査は終了をいたしました。

なお、明日は午後1時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は大変遅くまでご苦労さんでございました。ありがとうございました。

延 会 午後7時01分